鳥取県の人事行政の運営等の状況

令和８年１０月３０日公表

鳥 取 県

（総務部行政体制整備局人事企画課）

目　　次

第１　人事行政の運営の状況

１　職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況
（１）職員の採用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）職員の異動の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（３）職員の退職の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（４）部門別の職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
（５）部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（６）職員数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（７）職級別の職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（８）フルタイム会計年度任用職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（９）等級等ごとの職員数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（10）年齢別職員構成の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（11）障がい者の雇用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

２　職員の人事評価の状況
人事評価制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

３　職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況
（１）給与制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（２）人件費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（３）職員給与費の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（４）給与改定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（６）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（７）職員の初任給の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（８）職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
（９）一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況 ・・・・・・・・・・・ 9
（10）職員の給与の削減のための特例措置の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（11）一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（12）昇給への勤務成績の反映状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（13）職員手当の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（14）特別職の報酬等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（15）企業局（電気事業、工業用水道事業及び埋立事業）の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 22
（16）病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（17）フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

４　職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況
（１）職員の勤務時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（２）職員の年次有給休暇の取得状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（３）職員の時間外勤務及び休日勤務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（４）特別休暇等の制度概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（５）修学部分休業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（６）育児休業の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（７）旅費の制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

５　職員の分限及び懲戒処分の状況
（１）職員の分限の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
（２）職員の懲戒等の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

６　職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況
（１）営利企業等の従事許可の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（２）職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

７　職員の退職管理の状況
（１）令和８年４月１日における職員の退職管理に関する制度の概要 ・・・・・・・・・・・・ 35
（２）退職後２年間に再就職した職員の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

８　職員の研修の状況
職員の研修に関する計画の概要及び実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

９　職員の健康管理に関する福祉の状況
職員の健康診断の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

10　職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況　・・・・・・・・・ 37

第２　鳥取県人事委員会の業務の状況

１　職員の競争試験及び選考の状況
（１）職員の競争試験の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（２）職員の選考の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
報告及び勧告の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

３　勤務条件に関する措置の要求の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

４　不利益処分に関する審査請求の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

別添「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

※第１の１（９）「等級等ごとの職員数の状況」の内容

第１　人事行政の運営の状況

１　職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況及び職員数に関する状況

（１）　職員の採用の状況（令和７年度）

職員の採用は、競争試験及び選考により行われています。

（単位:人）

区　分	令和7年度						令和6年度					
	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計	競争試験	うち女性数	選考	うち女性数	うち再任用職員等	計
一般行政職員	125 (0)	67 (0)	221 (4)	113 (3)	98 (0)	346 (4)	142	66	193	98	58	335
教　員	0	0	536	196	348	536	0	0	449	166	284	449
警　察　官	34	3	19	1	19	53	19	3	20	0	20	39
計	159	70	776	310	465	935	161	69	662	264	362	823

(注)１　職員数は、臨時的任用職員及び非常勤職員（会計年度任用職員）を除いた数です（以下同じ。）。
２　一般行政職員は、教員及び警察官を除いた職員です（以下同じ。）。
３　教員には、県が給与の一部を負担することとされている市町村の学校の教員を含みます（以下同じ。）。
４　再任用職員等には、再任用職員、任期付職員及び国等との人事交流により採用又は復帰する職員を含みます。
５　（　）は、鳥取方式短時間勤務職員（あらかじめ年間を通じて１週間あたり９時間程度の働き方支援休暇を取得することにより、１週間当たりの勤務時間を３０時間等とする勤務形態の職員）として採用した職員の数です

（２）　職員の異動の状況（令和７年度）

職員の異動は、４月１日の定期異動のほか、年度中途であっても業務量の増減等、必要に応じて行っています。

（単位:人）

区　分		令和7年度		令和6年度	
		異動者数	うち女性数	異動者数	うち女性数
一般行政職員	部長級	18	5	6	1
	次長級	49	13	40	7
	課長級	199	57	204	52
	課長補佐級	374	121	402	129
	係長級	327	131	365	155
	一般職員等	412	199	400	182
	計	1,379	526	1,417	526
教　員	校　長	73	22	60	22
	教　頭	108	40	114	34
	教　諭	613	333	646	359
	助教諭等	0	0	0	0
	計	794	395	820	415
警察官	警　視	43	0	59	1
	警　部	99	3	93	3
	警部補	131	7	128	8
	巡査部長	134	13	129	12
	巡査等	148	35	135	34
	計	555	58	544	58

（３）　職員の退職の状況（令和７年度）

（単位:人）

区　分	令和7年度				令和6年度			
	一般行政職員	教　員	警察官	計	一般行政職員	教　員	警察官	計
定年退職	1	0	0	1	55	119	2	176
勧奨退職	3	2	0	5	2	1	0	3
早期退職	27	20	3	50	28	23	0	51
普通退職	184	150	37	371	183	117	37	337
分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒免職	0	0	0	0	1	2	0	3
失　職	0	1	0	1	0	0	0	0
死亡退職	3	0	0	3	5	1	0	6
計	218	173	40	431	274	263	39	576

(注)　早期退職とは、勤続20年以上で45歳以上の職員が７月末までの申出によりその年度末に退職すること（定年退職を除く。）を、普通退職とは自己の都合により退職することをいいます。

（４） 部門別の職員数の状況（令和８年４月１日現在）

鳥取県の職員数は、鳥取県職員定数条例（平成６年鳥取県条例第４号）、鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）及び鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）で上限を定めています。

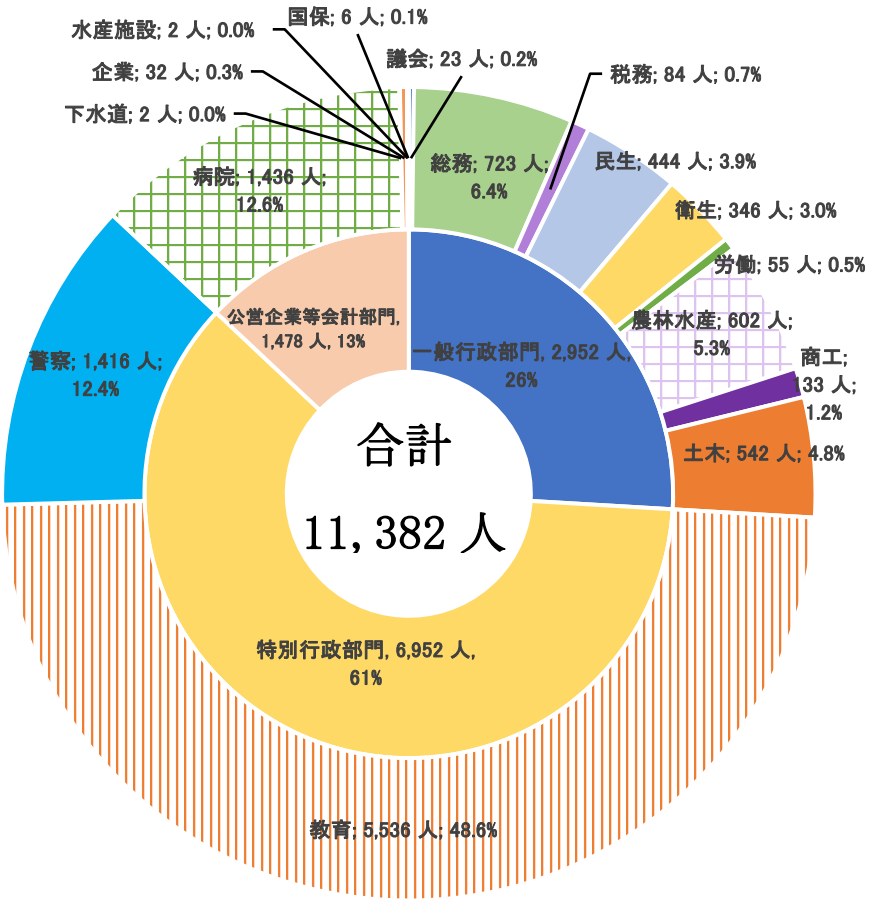
これら職員の配置については、組織体制の見直しと併せて、効率的かつ機能的に業務ができるよう見直しを行っています。

区分		職員数				
部門		令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年
一般行政部門	議会	23人（ 0）	23人（ 0）	22人（ △1）	23人（ 1）	23人（ 0）
	総務	656人（ △5）	669人（ 13）	720人（ 51）	730人（ 10）	723人（ △7）
	税務	83人（ △8）	78人（ △5）	80人（ 2）	81人（ 1）	84人（ 3）
	民生	417人（ △4）	429人（ 12）	428人（ △1）	439人（ 11）	444人（ 5）
	衛生	360人（ 8）	359人（ △1）	340人（ △19）	341人（ 1）	346人（ 5）
	労働	54人（ △2）	54人（ 0）	53人（ △1）	53人（ 0）	55人（ 2）
	農林水産	631人（ △2）	624人（ △7）	616人（ △8）	594人（ △22）	602人（ 8）
	商工	141人（ 2）	143人（ 2）	140人（ △3）	134人（ △6）	133人（ △1）
	土木	543人（ △12）	535人（ △8）	545人（ 10）	542人（ △3）	542人（ 0）
	計	2,908人（ △23）	2,914人（ 6）	2,944人（ 30）	2,937人（ △7）	2,952人（ 15）
特別行政部門	教育	5,978人（ △84）	6,083人（ 105）	5,573人（△510）	5,511人（ △62）	5,536人（ 25）
	警察	1,455人（ △2）	1,458人（ 3）	1,438人（ △20）	1,422人（ △16）	1,416人（ △6）
	計	7,433人（ △86）	7,541人（ 108）	7,011人（△530）	6,933人（△78）	6,952人（19人）
普通会計計		10,341人（△109）	10,455人（ 114）	9,955人（△500）	9,870人（△85）	9,904人（34人）
公営企業等会計部門	病院	1,388人（ 47）	1,366人（ △22）	1,389人（ 23）	1,407人（ 18）	1,436人（ 29）
	下水道	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）
	企業	36人（ △2）	36人（ 0）	33人（ △3）	33人（ 0）	32人（ △1）
	水産施設	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）	2人（ 0）
	国保	5人（ 1）	6人（ 1）	5人（ △1）	5人（ 0）	6人（ 1）
	計	1,433人（ 46）	1,412人（ △21）	1,431人（ 19）	1,449人（ 18）	1,478人（ 29）
合計		11,774人（ △63）	11,867人（ 93）	11,386人（△481）	11,319人（ △67）	11,382人（ 63）
［条例定数］		［12,003人］	［11,996人］	［11,995人］	［12,000人］	［11,961人］

（注）１ （ ）は、前年との比較

２ 職員数には、再任用職員、鳥取県職員の身分を有する派遣職員等を含みます。（総務省「地方公共団体定員管理調査」の区分等に準拠）

令和8年度　部門別職員割合



（５） 部門別の職員数の増減の状況及び当該増減の主な理由（令和８年４月１日現在）

部門別の職員数の主な増減理由は、次のとおりです。

部門		増減	主な増減理由
一般行政部門	議会	0	
	総務	△7	育児休業取得者の減　等
	税務	3	欠員補充による増　等
	民生	5	過員の増
	衛生	5	長期研修派遣者の増　等
	労働	2	過員の増
	農林水産	8	業務執行体制の見直しによる増　等
	商工	△1	大阪・関西万博課の廃止による減　等
	土木	0	
	計	15	
特別行政部門	教育	25	定年前再任用短時間勤務職員の増　等
	警察	△6	欠員不補充による減
	計	19	
普通会計		34	
公営企業等会計部門	病院	29	看護体制の強化等に伴う看護師の増
	下水道	0	
	企業	△1	業務執行体制の見直しによる減
	水産施設	0	
	国保	1	過員の増
	計	29	
合計		63	

（６） 職員数の推移

部門別＼年度	Ｒ３年	Ｒ４年	Ｒ５年	Ｒ６年	Ｒ７年	Ｒ８年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	2,931人	2,908人	2,914人	2,944人	2,937人	2,952人	21人（　0.7%）
教育	6,062人	5,978人	6,083人	5,573人	5,511人	5,536人	△526人（△8.7%）
警察	1,457人	1,455人	1,458人	1,438人	1,422人	1,416人	△41人（△2.8%）
普通会計計	10,450人	10,341人	10,455人	9,955人	9,870人	9,904人	△546人（△5.2%）
公営企業等会計計	1,387人	1,433人	1,412人	1,431人	1,449人	1,478人	91人（　6.6%）
総合計	11,837人	11,774人	11,867人	11,386人	11,319人	11,382人	△455人（△3.8%）

（７） 職級別の職員数の状況（令和８年４月１日現在）

職場における男女共同参画の推進を図るため、女性職員の管理職への登用や職域の拡大を積極的に行っています。

（単位：人）

区分		令和8年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
		職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B／A	職員数 A(人)	うち女性数 B(人)	割合 B／A
一般行政職員	部長級	27	6	22.2%	28	6	21.4%
	次長級	91	25	27.5%	91	23	25.3%
	課長級	531	157	29.6%	505	142	28.1%
	課長補佐級	1,042	398	38.2%	1,033	388	37.6%
	係長級	1,217	573	47.1%	1,232	572	46.4%
	一般職員等	2,366	1,448	61.2%	2,347	1,422	60.6%
	計	5,274	2,607	49.4%	5,236	2,553	48.8%
教員	校長	198	55	27.8%	199	62	31.2%
	教頭	256	85	33.2%	253	78	30.8%
	教諭	4,348	2,318	53.3%	4,320	2,317	53.6%
	助教諭等	104	36	34.6%	106	36	34.0%
	計	4,906	2,494	50.8%	4,878	2,493	51.1%
警察官	警視	61	1	1.6%	60	1	1.7%
	警部	128	5	3.9%	129	6	4.7%
	警部補	309	22	7.1%	308	19	6.2%
	巡査部長	329	44	13.4%	328	42	12.8%
	巡査等	375	86	22.9%	380	88	23.2%
	計	1,202	158	13.1%	1,205	156	12.9%
合計		11,382	5,259	46.2%	11,319	5,202	46.0%

（８） フルタイム会計年度任用職員数の状況（令和８年４月１日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の人数は次のとおりです。

（単位：人）

区　　分	令和8年度		令和7年度	
	職員数	うち女性数	職員数	うち女性数
一般行政職員	2	0	2	0
教　　員	0	0	0	0
警　察　官	0	0	0	0
普通会計計	2	0	2	0
公営企業等会計計	341	294	339	296
計	343	294	341	296

（９） 等級等ごとの職員数の状況（令和８年４月１日現在）

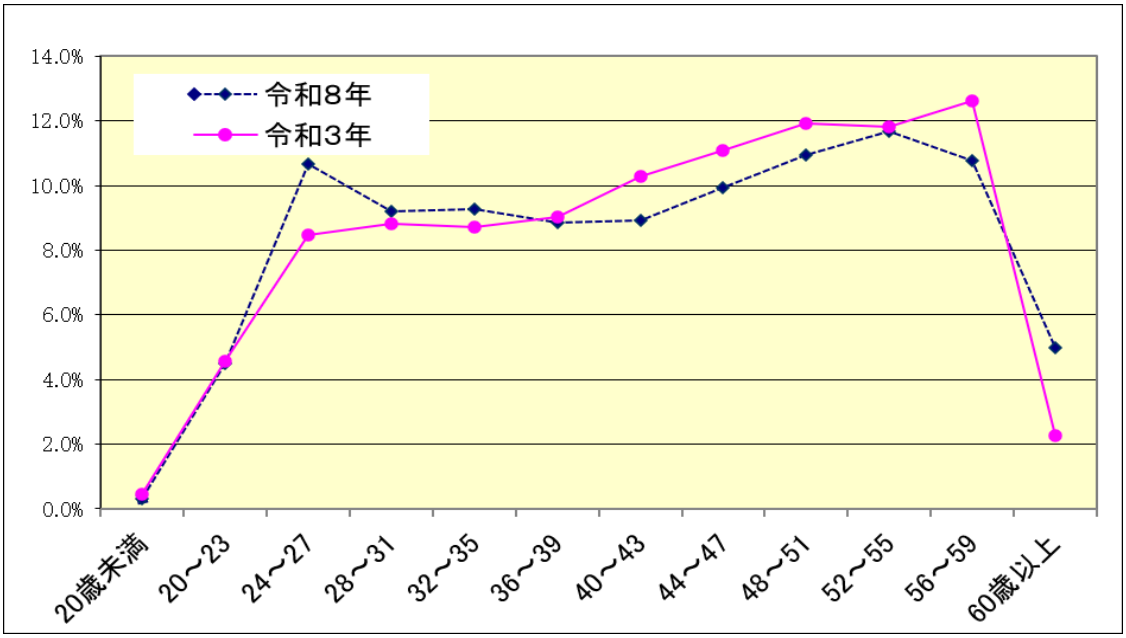
職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第３号）に定める等級別基準職務表に基づく個々の具体的な職務の各等級への格付けに係る県の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、等級及び職制上の段階ごとの職員の数を公表します。

なお、ここで公表する職員数は、集計方法の違いから、他に公表する情報と職員数が一致しないことがあります。

※地方公務員法第58条の３の規定に基づく公表

※詳細は、別添巻末資料を参照

(10) 年齢別職員構成の状況（各年４月１日現在）



区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和８年	36人	506人	1,195人	1,032人	1,038人	992人	998人	1,117人	1,224人	1,309人	1,208人	561人	11,216人
令和３年（５年前）	52人	524人	971人	1,012人	999人	1,036人	1,179人	1,272人	1,368人	1,358人	1,448人	259人	11,478人

（注） 会計年度任用職員、臨時的任用職員を含まない人数です。

(11) **障がい者の雇用の状況（令和８年６月１日現在）**

区分	令和8年度					令和7年度				
	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数		障がい者雇用率	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者数 実数		障がい者雇用率	法定雇用率
知事部局等	3,859.5人	137.5人	103人	3.56%	2.8%	3,822.5人	134.5人	100人	3.52%	2.8%
身体障がい 視覚障がい			2人					2人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			4人					4人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			33人					31人		
身体障がい 内部障がい			19人					21人		
知的障がい			10人					9人		
精神障がい			35人					33人		
教育委員会	5,704.5人	165.0人	135人	2.89%	2.7%	5,772.5人	156.5人	128人	2.71%	2.7%
身体障がい 視覚障がい			7人					7人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			11人					13人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			22人					20人		
身体障がい 内部障がい			18人					17人		
知的障がい			27人					25人		
精神障がい			50人					46人		
警察本部	303.0人	9.0人	6人	2.97%	2.8%	306.0人	9.0人	6人	2.94%	2.8%
身体障がい 視覚障がい			0人					0人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			2人					2人		
身体障がい 内部障がい			2人					2人		
知的障がい			0人					0人		
精神障がい			1人					1人		
病院局	1,237.0人	36.0人	31人	2.91%	2.8%	1,203.5人	34.0人	29人	2.83%	2.8%
身体障がい 視覚障がい			0人					0人		
身体障がい 聴覚・平衡機能障がい			1人					1人		
身体障がい 音声・言語・そしゃく機能障がい			0人					0人		
身体障がい 肢体不自由			9人					9人		
身体障がい 内部障がい			2人					3人		
知的障がい			0人					0人		
精神障がい			19人					16人		

（注）１　知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。
２　「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
３　職員数には、会計年度任用職員等の短時間勤務職員（任用期間が１年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
４　「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、１人を２人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、１人を0.5人（重度身体障がい者及び重度知的障がい者にあっては１人）、重度身体障がい者、重度知的障がい者又は精神障がい者である特定短時間勤務職員（１週間の勤務時間が10時間以上20時間未満である常時勤務する職員）にあっては0.5人に相当するものとして計上しています。

２　職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。

面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和８年４月１日現在）

区分	具体的な取組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価期間における勤務期間が３月に満たない教職員等を除く。）	全職員 （地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年２回（10月、２月）	年２回（10月、２月）	年１回（１月）	年２回（10月、２月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談員の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断、勤勉手当に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映

面談	上司と部下の面談を年３回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	面談を年３回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評価者の面談を年３回実施 ・学校教育目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・評価結果の本人開示 ・成就感、達成感の高揚、次年度への意欲喚起	面談を年２回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める自己申告書を作成するとともに、評価に際して自己評価を実施	評価期間において発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

３　職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

（１）　給与制度の見直しについて

令和７年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項　　目	見直しの内容	実施時期
給料表の改定	・全給料表について、国の俸給表に準じた給料表に改定	令和７年４月１日
期末・勤勉手当の支給割合の改定	・期末手当及び勤勉手当の支給割合を、合計年0.10月分引上げ	令和７年12月１日
宿日直手当の見直し	・１回あたりの支給限度額引き上げ	令和７年４月１日
特地勤務手当に準ずる手当の見直し	・準特地公署への採用に伴って住居を移転した職員に対して、新たに手当を支給	令和７年４月１日
へき地手当の見直し	・支給対象職員に、新たに給料表の適用を受けることとなった県費負担教職員を追加	令和７年４月１日
通勤手当の見直し	・駐車場利用に係る手当額の引上げ（１カ月当たり5,000円を上限に実費支給） ・月の中途に採用された職員等に対して、採用日等から通勤手当を支給	令和８年４月１日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成 17 年度から以下の見直しを実施しています。

項　　目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	・職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：１～４級→１～３級（４級を廃止）〔１～２級〕 主任：４～６級→廃止 係長：４～６級→４～５級（６級を廃止）〔３級〕 主査：７～８級→廃止（８級は平成13年度から凍結） ※〔　〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成18年２月１日 （経過措置:平成23年３月31日まで）
海事職給料表の新設	・船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） ・航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 ・旅行手当の廃止	平成20年４月１日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	・初任給の引上げ （行政職大卒の場合：１級25号給[170,200円]→１級29号給[176,800円]） ・50歳を超える職員の標準の昇給号給数を４号給（管理職層は３号給）から２号給（55歳を超える職員は２号給から１号給）に抑制	平成20年４月１日
研究職給料表の見直し	・職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し	平成23年４月１日
特殊勤務手当の適正化	・支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し ・手当の廃止：訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等 ・支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） ・手当の減額（医療業務手当）	平成18年４月１日
	・運転免許技能試験手当の廃止	平成19年４月１日
その他の手当の適正化	・給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 ・へき地手当の支給率の引下げ（４／100～16／100→１／100～６／100）	平成18年４月１日
	・特地勤務手当の廃止	平成21年４月１日
現業職の給与の見直し	・行政職１～５級〔１～３級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職７級〔５級〕相当水準） ・職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 →　車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職４・５級〔３級〕相当とする（他は１～３級〔１～２級〕相当）。 ※〔　〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。	平成17年９月１日 （経過措置：平成23年３月31日まで）
退職手当の水準引下げ	・退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行　100分の104）に引下げ ・平成20年度に給料月額の減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止	平成25年４月１日
	・退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ	平成30年４月１日

（注）　上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成 18 年度から実施しています。

（２） 人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

区　　分	住民基本台帳人口 （令和８年１月１日現在）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	令和６年度 の人件費率
令和７年度	527,236人	383,296,297千円	5,361,091千円	97,412,617千円	25.4%	25.8%

（注）１　実質収支は、当該年度における剰余金です。
　　２　人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

（３） 職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

区　　分	職　員　数 A	給　　与　　費				１人当たりの給与費 B/A
		給　　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和７年度	10,306人	44,385,765千円	7,267,964千円	17,694,074千円	69,347,803千円	6,729千円

（注）１　職員数は、令和７年４月１日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数は含みません。
　　２　給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。
　　３　職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

（４） 給与改定の状況

ア　月例給

区　　分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較　　差 A－B	勧　　告 （改定率）
令和７年度	366,799円	356,614円	10,185円 （2.86%）	10,114円 （2.84%）

（注）「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額です。

イ　特別給（期末・勤勉手当）

区　　分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較　　差 A－B	勧　　告 （改定月数）
令和７年度	4.47月	4.35月	0.12月	4.45月 （0.10月）

（注）「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（５） 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】
国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

ア　給料表の見直し（実施時期　令和７年４月１日）
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、８級から９級の隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

イ　地域手当の見直し（実施時期　令和７年４月１日）
国に準拠した支給割合及び級地区分への見直しを実施（鳥取県内は支給なし）。

ウ　その他の見直し内容（実施時期　令和７年４月１日）
扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

（６） 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
（令和８年４月１日現在。企業局及び病院局を除く。以下(７)から(13)までにおいて同じ。）

区　分	一　般　行　政　職			警　　察　　職			高等学校教育職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	337,081円	413,538円 364,250円	42.5歳	358,983円	488,461円 386,710円	38.6歳	406,218円	445,365円 426,110円	47.0歳
都道府県平　均	329,304円	420,139円	42.3歳	345,913円	494,513円	39.4歳	378,535円	442,107円	44.6歳
国	332,237円	414,480円	41.9歳	339,095円	399,794円	41.7歳	—	—	—

区　分	小・中学校教育職			研　　究　　職			医師等医療職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	386,214円	421,964円 406,179円	42.5歳	331,212円	388,683円 354,814円	39.8歳	437,322円	969,317円 817,977円	36.5歳
都道府県平　均	366,616円	424,360円	41.6歳	360,589円	434,153円	43.4歳	473,836円	978,380円	43.8歳
国	―	―	―	412,976円	564,064円	46.0歳	522,988円	860,880円	53.9歳

区　分	薬剤師等医療職			看護師等医療職			海　　事　　職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	327,353円	380,688円 350,725円	42.6歳	323,020円	377,417円 341,030円	41.9歳	367,006円	415,980円 397,517円	44.3歳
都道府県平　均	336,588円	396,686円	42.6歳	327,209円	400,599円	40.4歳	―	―	―
国	325,357円	368,522円	46.6歳	333,346円	375,323円	48.2歳	―	―	―

区　分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
									年収ベース(試算値)の比較		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額(時間外勤務手当等を含まない額)	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A／B (参考)	公務員（C）	民間（D）	C／D
鳥取県	324,903円	351,610円	335,200円	55.9歳	59人	―	―	―	―	―	―
学校技能班長等	333,853円	351,434円	344,037円	53.8歳	19人	251.0千円	49.0歳	1.40	5,669.3千円	3,395.7千円	1.67
その他	320,652円	351,694円	331,002円	56.9歳	40人	―	―	―	―	―	―
都道府県平　均	309,925円	366,087円	―	53.7歳	―	―	―	―	―	―	―
国	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

(注)1　一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
2　研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3　平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
4　平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5　都道府県平均の数値は令和７年４月１日現在、国の数値は令和７年１月 15 日時点の在職者を対象とした令和７年４月１日時点のものです。
6　現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています(令和４年～６年の平均)。
7　学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等について完全に一致しているものではありません。
8　年収ベースの「公務員（C)」及び「民間（D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（７） 職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

（単位：円）

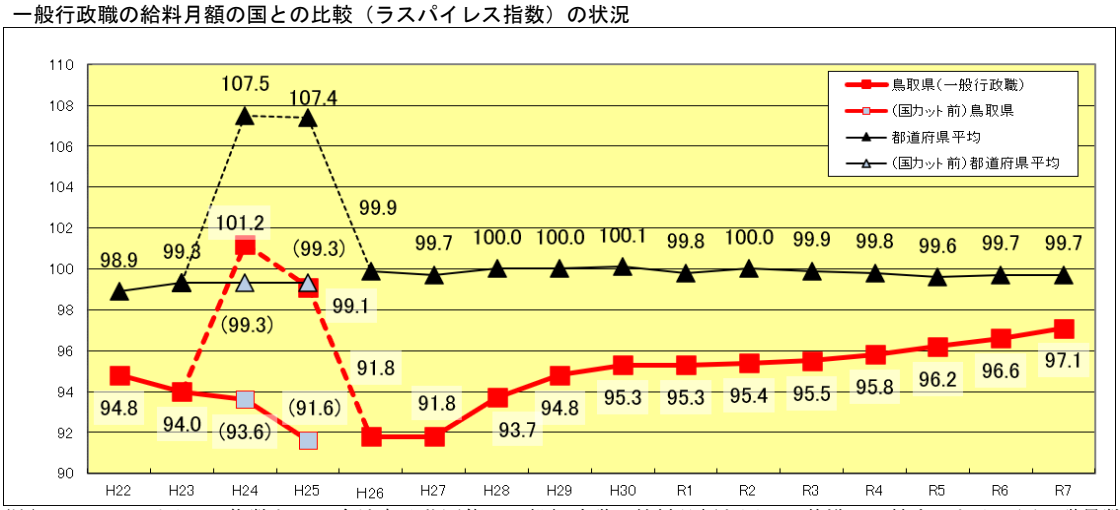
区　　分		鳥取県	国
一般行政職	大学卒	237,600	232,000
	高校卒	206,700	200,300
警察職	大学卒	275,100	269,200
	高校卒	235,100	230,400
高等学校教育職	大学卒	265,400	—
	高校卒	222,100	—
小・中学校教育職	大学卒	265,400	—
	高校卒	222,100	—
研究職	大学卒	246,400	238,600
医師等医療職	大学６卒	355,700	305,600
薬剤師等医療職	大学６卒	258,100	256,000
	大学卒	244,900	239,800
	短大３卒	237,200	232,900
看護師等医療職	短大３卒	266,900	263,400
海事職	大学卒（航海士等）	297,600	—
	大学卒（甲板員等）	283,000	—
現業職	高校卒	200,300	—

（８） 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分＼経験年数		10年	20年	25年	30年	40年（大卒は35年）
一般行政職	大学卒	292,612円	353,184円	388,498円	394,947円	414,676円
	高校卒	269,111円	331,325円	341,043円	※１ 378,406円	※２ 401,737円
警察職	大学卒	317,312円	401,088円	422,433円	444,940円	458,100円
	高校卒	300,255円	377,220円	404,511円	417,278円	438,220円
高等学校教育職	大学卒	338,316円	393,815円	412,633円	430,715円	437,498円
	高校卒	－	－	326,660円	364,500円	－
小・中学校教育職	大学卒	338,289円	392,038円	406,596円	421,729円	428,750円
研究職	大学卒	※３ 291,200円	331,560円	391,900円	※１ 407,440円	404,260円
薬剤師等医療職	大学卒	※４ 305,433円	345,700円	－	※５ 422,700円	※６ 392,867円
現業職	高校卒	－	－	－	※７ 351,467円	※８ 343,191円

（注） １　「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
２　※１から※８までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
※１：31年、※２：41年、※３：９年、※４：15年、※５：33年、※６：36年、※７：34年、※８：39年
３　経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

（９） 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレス指数）の状況



（注） １　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です（各年４月１日現在）。
100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
２　平成24年度及び25年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均7.8%減額する措置が行われていたときのラスパイレス指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレス指数（実質値）は実線で表示しています。
３　ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超える場合についてその理由

①　本県の給与水準は、労働基本権の制約に対する代償措置としての人事委員会勧告を尊重し決定しており、地域の民間給与水準等を適切に反映させた人事委員会勧告を実施しているため。

(10)　職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし。

なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に「給与カット」と同等以上の人件費削減効果をあげているところです。

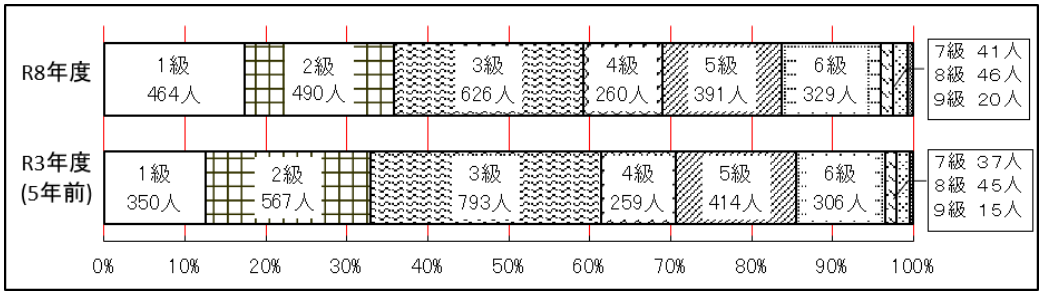
(11)　一般行政職の級別職員数等の状況

ア　一般行政の級別職員数及び給料表の改定状況（令和８年４月１日現在）

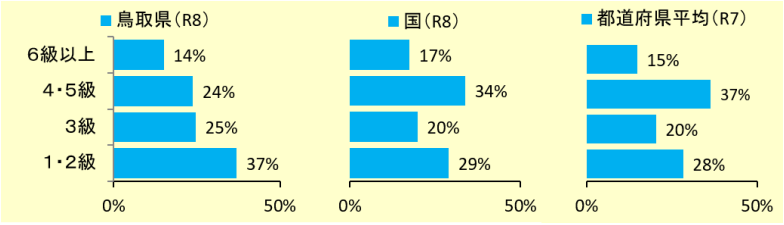
区　分	標準的な職内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師	464	17.4%	195,800 円	268,300 円
2級	主事及び技師	490	18.4%	242,000 円	316,800 円
3級	係長	626	23.5%	276,300 円	365,600 円
4級	課長補佐	260	9.7%	309,800 円	396,500 円
5級	課長補佐	391	14.7%	332,600 円	409,000 円
6級	課長	329	12.3%	366,800 円	426,000 円
7級	課長	41	1.5%	420,700 円	460,600 円
8級	次長	46	1.7%	471,900 円	501,500 円
9級	部長	20	0.7%	525,300 円	555,300 円

（注）１　級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
　　２　標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

イ　鳥取県の職位（職務の級）別職員割合の推移

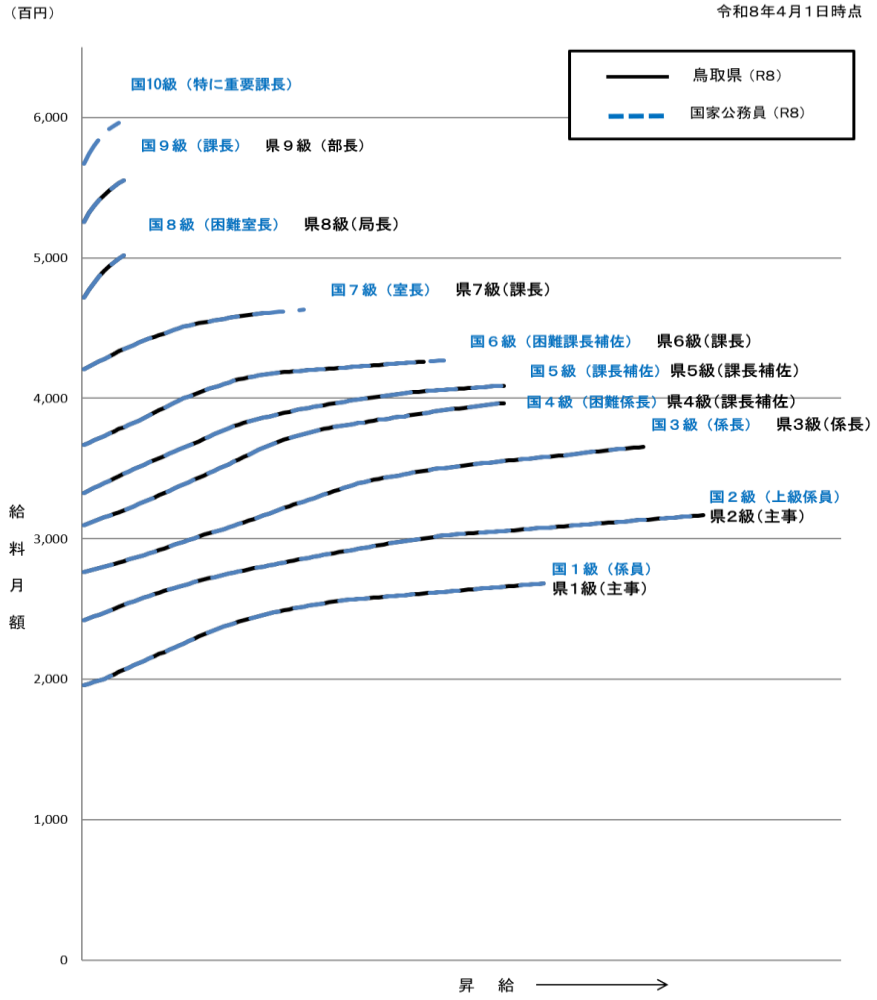


ウ　職位（職務の級）別職員割合の国比較（行政職給料表適用者）



（注）１　都道府県平均の数値は、各都道府県人事委員会が公表している行政職給料表の在級分布の状況を基に職務の級により区分・集計したものです。なお、東京都及び大阪府等については独自給料表であり比較できないため集計の対象となっていません。
　　２　この表は行政職給料表適用者を対象としたものであるため、一般行政職（（６）注１を参照。）を対象としている上記２つの表とは職位別の職員割合は一致しません。

エ　国との給料表カーブ比較表（令和８年４月１日現在）



(12)　昇給への勤務成績の反映状況（令和７年度）

昇給号数は、昇給日前１年間の勤務成績（本県では「人事評価」）に基づき次に掲げる表の区分により決定しています。
なお、昇給日は毎年４月１日です。

昇給区分 ＼ 区分 ／ 階層			Ⅰ 極めて良好	Ⅱ 特に良好	Ⅲ 良好（標準）	Ⅳ やや不良	Ⅴ 不　良
非管理職層	行政職５級以下相当	人事評価結果			Ｓ～Ｂ Ｃ（単年）	Ｃ （２年連続）	Ｄ
		昇給号給数　55歳を超えない職員			4	2	0
		昇給号給数　55歳を超える職員			0	0	0
		昇給号給数　初任層職員			5	2	0
管理職層	行政職６級及び７級相当	人事評価結果		Ｓ、Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
		昇給号給数　55歳を超えない職員		6	3	2	0
		昇給号給数　55歳を超える職員		1	0	0	0
	行政職８級以上相当	人事評価結果		Ｓ、Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ
		昇給号給数		1	0	0	0

（注）１　非管理職については、基本的にⅢを適用しています。ただし、人事評価がＣ又はＤの場合には、Ⅳ以下の適用があります。
２　管理職については、人事評価に基づきⅡ～Ⅴの適用があります。
３　評価期間中に昇任、博士号取得等があった場合には、人事評価による区分より１区分上位の昇給区分に決定します。また、評価期間中に懲戒処分があった場合や病気休暇取得、欠勤等により勤務日数が一定割合を下回る場合には、人事評価の結果にかかわらず、Ⅳ又はⅤに決定します。（非管理職及び管理職共通）
４　知事部局の管理職層において、Ⅱ以上に決定された職員の割合は、79.8パーセントでした。
５　55歳を超える職員の標準の昇給号給数を０号給に抑制しています。
６　初任層職員とは、新卒採用後一定期間にある職員及びこれに相当する職員です。

(13) 職員手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

(ア)　概要

民間企業におけるボーナスに相当する手当です。そのうち、勤勉手当は、勤務成績に応じて支給額を決定します。

(イ)　制度内容（令和８年４月１日現在）

(算定方法)

期末手当 ＝ 基準日の給料月額等 × 支給割合 × 期間率

勤勉手当 ＝ 基準日の給料月額等 × 成績率 × 期間率

(注)１　「基準日」は、６月１日又は12月１日です。

２　「基準日の給料月額等」は、基準日の給料月額に、職制上の段階、職務の級等に応じた加算額等を加えた額です。

３　勤勉手当の「成績率」は、基準日以前６月間の勤務成績を５段階に評価し、それに応じて率を決定します。

４　「期間率」は、基準日以前６月間に勤務していない期間がある場合に、その期間の長さに応じて減額する率です。

(令和７年度の支給割合及び成績率)

区　分	職員（再任用職員を含む）			国（再任用職員以外の職員）		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
６月期	1.250月分 (1.050)	0.925月分 (1.125)	2.175月分 (2.175)	1.250月分 (1.050)	1.050月分 (1.250)	2.300月分 (2.300)
12月期	1.275月分 (1.075)	1.000月分 (1.200)	2.275月分 (2.275)	1.275月分 (1.075)	1.075月分 (1.275)	2.350月分 (2.350)
計	2.525月分 (2.125)	1.925月分 (2.325)	4.450月分 (4.450)	2.525月分 (2.125)	2.125月分 (2.525)	4.650月分 (4.650)

(注)１　勤勉手当の成績率は、総額を算出するための支給割合を掲げています。最も多くの職員に適用される支給割合は６月期が0.910月(1.110月)、12月期が0.985月(1.185月)です。

２　(　)内の数値は、特定幹部職員（次長級以上の職員）に適用される支給割合及び成績率です。

(ウ)　令和７年度支給実績

年間支給総額	支給職員数（令和７年12月）	１人当たりの平均支給年額
17,602,270千円	10,402人	1,692,201円

(参考)令和８年６月期末・勤勉手当について

鳥取県（一般行政職：管理職除く）		国（行政職：管理職除く）	
平均年齢	40.7歳	平均年齢	32.9歳
平均給与月額 （給料＋扶養手当＋地域手当）	322,707円	平均給与月額 （俸給＋扶養手当＋地域手当等）	約323,200円
支給月数	2.21月 （期末1.2625月、勤勉0.9475月）	支給月数	2.285月 （期末1.2625月＋勤勉1.0225月）
平均支給額	718,247円	平均支給額	約738,500円

(注)１　国の数値は、内閣官房内閣人事局の報道資料によるものです。

２　勤勉手当の支給月数は、成績標準者の月数です。

(エ)　勤勉手当への勤務実績の反映状況（令和８年６月期）

鳥取県では、評価期間における勤務成績に基づき、次に掲げる表の区分により成績率を決定しています。なお、勤務成績の評価は、絶対評価であり、実際の評価の方法については、人事評価の基準の一部を準用しています。

		1	2	3	4	5
成績率	特定幹部職員	134.75/100	119.75/100	114.75/100	92.25/100	65.25/100以下
	その他の職員	115.25/100	104.75/100	94.75/100	77.25/100	61.25/100以下

(注)　成績率は、評価期間に懲戒処分等があった場合には、表に記載された率より低い率に決定されることがあります。

イ　退職手当

(ア)　概要

常勤の職員（再任用職員を除く。）が退職した場合に支給します。

(イ)　制度内容（令和８年４月１日現在）

(算定方法)

支給額 ＝ 退職手当の基本額（退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率） ＋ 退職手当の調整額

(注)１　退職手当の調整額は、在職中の職務貢献度によって手当額に較差を設けるものであり、具体的には職員が受けていた給料表、職務の級等に応じて決定します。

２　25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勧奨等により退職する場合には、「給料月額」に、定年前の年数１年当たり２パーセント（最高20パーセント）の加算があります。

３　平成30年４月１日付けで、以下のとおり調整率を引き下げる改正を行いました。

改正前	平成30年度以降
87/100	83.7/100

(退職手当の基本額)

区　　分	自己都合	勧奨・定年・早期退職
勤　続　20　年	19.6695月分	24.586875月分
勤　続　25　年	28.0395月分	33.27075月分
勤　続　35　年	39.7575月分	47.709月分
勤　続　40　年	44.7795月分	47.709月分

（退職手当の調整額の区分）

区　分	調整月額	行政職給料表の場合	
		平成８年４月１日から平成18年３月31日まで	平成18年４月１日以降
第１号	65,000円	11級	９級
第２号	59,550円	10級	８級
第３号	54,150円	９級	７級
第４号	43,350円	８級	６級
第５号	32,500円	７級	５級
第６号	27,100円	６級	４級
第７号	21,700円	５級又は４級	３級
第８号	０円	３級以下	２級以下

（注）１　退職手当の調整額は、在職期間を月ごとに第１号～第８号に区分し、額の多いものから60月分を合計した額です。
　　２　制度については、国と同じです。

（ウ）　令和７年度支給実績

年間支給総額	支給職員数	１人当たりの平均支給年額
5,598,898千円 (5,112,891千円)	442人 (230人)	12,667,189円 (22,229,960円)

（注）（　）内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者及び60歳到達後最初の３月31日以降に退職した者への支給実績を再掲したものです。

ウ　地域手当

（ア）　概要

民間賃金、物価及び生計費が特に高い東京、大阪等の地域に在勤する職員等に支給します。

（イ）　制度内容（令和８年４月１日現在）

（算定方法）

支給月額 ＝ （ 給料月額 ＋ 管理職手当 ＋ 扶養手当 ） × 支給率

（注）　支給率は、職員が在勤する地域ごとに定めています。各地域の支給率は、次の「(ウ)支給実績」に掲げています。

（ウ）　令和７年度支給実績

年　間　支　給　総　額		42,010千円	
支　給　職　員　数		66人	
１人当たりの平均支給年額		636,515円	
支給対象地域（主な該当機関）	支　給　率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
特別区等（東京本部）	20%	29人	20%
大阪市等（関西本部）	16%	24人	16%
名古屋市等（名古屋代表部）	14%	４人	14%
その他派遣地域	10%	３人	10%
	６%	２人	６%
	３%	１人	３%
	１%	３人	１%
平均支給率	10.6%	－	16.2%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			97.1 (97.1)

（注）１　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。
　　２　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
　　※鳥取県では、国と同じ支給率を適用しているため、地域手当補正後の指数に変動はありません。

エ　特殊勤務手当

（ア）　概要

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事する職員に、その特殊勤務の実績に応じて支給します。

（イ）　制度内容（令和８年４月１日現在）及び令和７年度支給実績

年　間　支　給　総　額	350,643 千円
１人当たりの平均支給年額	75,375 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	45.1%
手当の種類（手当数）	47種類 （知事部局　19種類 教育委員会　６種類 警察　22種類（うち知事部局と重複する手当を除いたもの 17種類））

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員
困難折衝等業務手当	職員	納税義務者、特別徴収義務者等を訪問し、接見して行う徴収、調査、差押え等の業務	日額600円 （４時間未満60/100）	69 千円	32 人
		社会福祉法等に基づき、援護、育成、更正その他	（相手方が積極的加害意思	966 千円	75 人

		の措置を要する者を訪問し、接見して行う指導、相談、調査等の業務	日額1,200円）		
		緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又は調査の業務		116千円	59人
	職員（医師を除く。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、精神保健指定医の診察の立会い、精神障害者を訪問して行う精神障害者の福祉に関する相談、指導等の業務		33千円	17人
	職員	用地の取得、使用、損失の補償のために、土地所有者又は関係人を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身に著しい負担を与えるもの		8千円	4人
		勤務公署以外の場所において、公用の携帯電話等を用いて正規の勤務時間以外の時間に行う心身に著しい負担を与える児童虐待、配偶者からの暴力等に係る相談、通報への対応等の業務	月額11,000円	6,204千円	71人
防疫等業務手当	職員	病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、病原体の付着した物件等の処理作業、患者の移送業務	日額300円	763千円	442人
		伝染性疾病の病原体に汚染されている区域において行う患畜の処理、解剖又は解体検査等の業務	患畜の処理等 日額300円 死亡畜の解剖等及び患畜等の解体検査等 日額1,200円		
		新型インフルエンザ等対策特別措置法第２条第１項に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第１項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもので、県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務	日額1,500円を上限 （緊急に行われた措置に係る作業で、職員の心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務は日額4,000円を上限）		
	保健所保健師	結核患者の療養指導、問診、入院勧告、感染症患者検査における採血等の業務	日額300円 （結核療養指導等は４時間未満60/100）		
	衛生環境研究所職員	感染症の病原体が付着した物件等に対する検査、調査等の業務	日額300円 （４時間未満60/100）		
児童生活支援業務手当	喜多原学園職員	喜多原学園の児童生活指導業務	月額22,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30/100 ８日～14日 60/100	9,880千円	47人
	皆成学園保育士	皆成学園における起居を共にして行う児童生活指導業務			
放射線取扱等業務手当	診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業（１月に実効線量100マイクロシーベルト以上の外部放射線を被ばくする場合に限る。）	月額5,500円	― ※職員数が少ないため、掲載していません	
	職員	外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が３月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある区域で放射線を照射する作業及び原子力発電所の立入調査に従事する業務	日額300円		
医療業務手当	医療政策課の医師並びに総合療育センターの医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務又は公衆衛生業務	総合療育センター院長 月額44,000円 同副院長等 月額29,000円 同医長等 月額24,000円 医師等 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30/100 ８日～14日 60/100	3,375千円	12人
	精神保健福祉センター、保健所等の医師及び歯科医師		所長等　日額1,220円 課長等　日額1,110円		
海上危険業務手当	漁業取締船、水産試験船又は実習船の乗組員	海上で行う次に掲げる業務 ア　注意報、警報及び特別警報のうち航海において危険と認められるものが行われている期間に行われる巡視、試験調査、実習又は講習のための航海の業務 イ　日没時から日出時までの間において行われる試験調査、実習又は講習の業務	日額600円 （アを除き４時間未満60/100）	940千円	67人

夜間定時制業務兼務手当	全日制課程又は昼間において授業を行う定時制課程の授業に従事することを本務とする教育職員	本務に係る正規の勤務時間を超えて夜間における定時制課程の授業に従事する業務	授業１時間 1,300 円	― ※職員数が少ないため、掲載していません	
乗船実習指導手当	教育職員	実習船に乗り組み、航海中に生徒に対して行う実習指導業務	日額 5,100 円	286 千円	10 人
熊銃猟手当	職員	職員が市町村の求めに応じて銃器を用いて熊を捕獲し、又は殺傷する作業に従事したとき	日額 24,000 円	―	―
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	種雄牛馬又は種雄豚の自然交配、精液の採取等のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業及び恒温室における精液の保存処理作業	日額 300 円 （４時間未満 60/100）	428 千円	16 人
	職員	鳥獣の捕獲、搬送等の業務			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の２以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き１週間以上担当する場合に限る。）	当該学級における授業又は指導業務（２以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き１週間以上担当する場合に限る。）	３学年学級 日額 350 円 ２学年学級 日額 290 円	74 千円	３人
取締等業務手当	麻薬取締員	麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第５項に規定する職務	日額 600 円	― ※職員数が少ないため、掲載していません	
	漁業取締船乗組員	海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務			
爆発物検査手当	職員	大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における火薬類取締法等の規定に基づく立入検査	日額 300 円	―	―
と畜検査等業務手当	食肉衛生検査所職員	と畜検査員が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	月額 22,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30/100 ８日～14 日 60/100	2,768 千円	14 人
		食肉衛生検査所長が行う獣畜のと殺検査、解体検査等の業務	日額 1,200 円		
		解体された獣畜の肉、内臓、血液等の採取及び検査業務	月額 11,000 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30/100 ８日～14 日 60/100		
狂犬病予防等業務手当	職員	犬の捕獲若しくは検診、狂犬病の予防注射又は野犬等の収容の業務	日額 300 円 （４時間未満 60/100）	６千円	９人
		野犬等の殺処分の業務	日額 600 円		
夜間看護手当	総合療育センター看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前５時までの間）において行われる看護等の業務	深夜勤務４時間以上 １回 3,550 円(既勤務回数８回以上 4,150 円) ２時間以上４時間未満 １回 3,100 円(既勤務回数８回以上 3,700 円) ２時間未満 １回 2,150 円 （勤務交代の加算あり）	9,719 千円	75 人
潜水手当	職員	潜水器具を着用して従事する潜水作業	潜水深度 20 メートルまで １時間 300 円 20 メートルを超え、30 メートルまで １時間 600 円 30 メートルを超えるとき １時間 1,200 円	11 千円	３人
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査等の業務	日額 300 円 （４時間未満 60/100）	90 千円	32 人

		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		夜間、警報発令時等に交通を遮断することなく行う道路維持修繕、除雪等の作業	日額600円 （警報等発令時を除き４時間未満60/100）		
		道路等における鳥獣死体処理作業 河川等における魚の死骸処理作業	日額300円		
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所獣医師	家畜保健衛生所法に規定する家畜の伝染病の予防又は保健衛生のために必要な試験、検査、診断等の業務で家畜等に直接接して行うもの	日額300円 （４時間未満60/100）	2,336千円	180人
		死亡畜の解剖業務、患畜等の解体検査等の業務	日額1,200円		
	畜産試験場職員及び中小家畜試験場職員	牛豚に対して行うワクチン接種又は疾病治療業務	日額300円		
	中小家畜試験場職員	死亡畜の解剖業務	日額1,200円		
有害物等取扱手当	職員	密閉した建築物等の内部で行うクロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業、毒物及び劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの	日額300円	11千円	６人
		建築物等の内部で行う毒物その他人体に有害な成分を含有する危険物質の散布作業又はその現場における直接の指導業務	日額300円 （毒物以外４時間未満60/100）		
環境衛生検査等業務手当	職員	アスベスト除去作業立入検査業務	日額300円 （４時間未満60/100）	―	―
教員特殊業務手当	教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員	非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務 児童又は生徒の疾病等に伴う救急の業務 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	日額8,000円 （心身に著しい負担を与える業務の加算あり） 救急、補導業務の場合 日額7,500円	175,278千円	7,999人
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	１時間以上２時間未満 1,300円		
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの	２時間以上３時間未満 2,600円		
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	３時間以上４時間未満 3,900円 ４時間以上５時間未満 5,200円 ５時間以上６時間未満 6,500円 ６時間以上 7,800円		
		入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの	日額1,300円		
		高等学校において行われる実習のうち情報又は福祉に関する科目に係る業務	日額300円		
災害応急作業等手当	職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 （危険区域等の加算あり）	1,032千円	47人
		異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 （危険区域等の加算あり）		
		航空機に搭乗して行う消火活動、救急業務その他の消防活動、防災業務、教育訓練等の業務	１時間1,200円 教育訓練　１時間600円 （夜間等の加算あり）		
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭及び養護教諭	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円	42,727千円	963人
夜間学級担当手当	鳥取県立まなびの森学園に勤務する教職員	正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後８時後午後10時前の間）において行われる生徒の教育指導に関する業務	校長 月額13,000円 上記以外の職員 月額19,000円	1,512千円	８人
犯罪予防・捜査手当	警察職員	犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業	日額560円 （逮捕以外４時間未満60/100）	6,471千円	706人

			捜査本部職員 日額280円加算		
警ら手当	警察職員	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業	日額340円 （4時間未満60/100）	14,000千円	580人
犯罪鑑識手当	警察職員	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業	現場におけるもの 日額560円 現場以外におけるもの 日額280円 （4時間未満60/100）	317千円	144人
交通捜査取締手当	警察職員	交通事件又は交通事故の捜査作業	日額560円 （逮捕以外4時間未満60/100） 高速道路上において従事した場合 日額280円加算	3,656千円	495人
		交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業	日額560円 （4時間未満60/100）		
		高速道路上において行う交通取締作業	日額460円 （4時間未満60/100）		
		上記以外の交通取締作業	日額310円 （4時間未満60/100）		
死体取扱手当	警察職員	検視作業	1体3,200円	29,282千円	991人
		死体取扱作業	日額1,600円 （特別な状態にある死体の加算あり）		
看守手当	警察職員	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業	日額330円 （4時間未満60/100）	4,134千円	368人
緊急走行手当	警察職員	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業	日額420円	1千円	3人
警備艇運航手当	警察職員	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業	日額300円 （4時間未満60/100）	— ※職員数が少ないため、掲載していません	
通信指令手当	警察職員	地域課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信の作業	日額230円 （4時間未満60/100）	793千円	36人
特殊危険物質危険区域内作業手当	警察職員	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業	日額250円 （4時間未満60/100）	—	—
潜水手当	警察職員	潜水器具を着装して行う潜水作業	潜水深度20メートルまで 1時間300円 20メートルを超え、30メートルまで 1時間600円 30メートルを超えるとき 1時間1,200円 （危険環境等の加算あり）	13千円	15人
航空手当	操縦士の資格を有する警察職員	航空機の操縦作業	月額35,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～3日 30/100 4日～6日 60/100	5,913千円	40人
	航空整備士の資格を有する警察職員	航空機の整備作業	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30/100 8日～14日 60/100		
	警察職員	航空機に搭乗して行う航空機の操縦作業	1時間5,100円 （夜間等の加算あり）		
		航空機に搭乗して行う航空機の整備作業	1時間2,200円 （夜間等の加算あり）		
		航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締り等の作業	1時間1,200円 （夜間等の加算あり）		
		航空機に搭乗して行う教育訓練	1時間600円 （夜間等の加算あり）		
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物容疑物件に接近して行う作業	1回5,200円	572千円	10人
特殊危険物質処理作業手当	警察職員	特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動	1回5,200円	— ※職員数が少ないため、掲載していません	
		特殊危険物質等の処理作業	特殊危険物質等が発散、漏		

			えいしている状況下で行うもの 1回5,200円 特殊危険物質等が発散、漏えいしていない状況下で行うもの 1回2,600円		
災害応急手当	警察職員	火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業	日額300円	8千円	9人
		山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業	日額600円		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業	日額840円 （大規模災害1,080円）		
身辺警護手当	警察職員	天皇等の警衛作業、内閣総理大臣等の警護作業	日額1,150円	500千円	51人
		その他の対象者の警衛作業又は警護作業	日額640円		
海外犯罪情報収集手当	警察職員	日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業	日額1,100円	—	—
銃器等犯罪捜査手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器、クロスボウ（以下「銃器等」という。）を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業	日額1,640円	—	—
		防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を所持する犯人の逮捕の作業	日額1,100円		
		銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業	日額1,100円又は820円		
		銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の作業	日額820円		
		暴力団等による危害を防止するために保護を受ける者の身辺警護又は居宅等に対する張付警戒の作業			
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる業務	全部深夜勤務 1回1,100円 一部深夜勤務 2時間以上　1回730円 2時間未満　1回410円	20,471千円	430人
水上警戒業務手当	警察職員	海上保安庁の船舶に乗り組み、外国船舶の警戒を行う業務	日額1,100円 夜間 日額1,650円	—	—
緊急呼出（加算）	警察職員	緊急の呼出しにより、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理の作業	1回1,240円	428千円	124人
防疫等業務手当	警察職員	新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項の規定に基づく都道府県対策本部が設置されたもので、県民の生命及び健康を保護するために行われる感染の危険を伴う業務	日額1,500円以内 （心身に著しい負担を与える業務においては、日額4,000円以内）	—	—
熊対応手当	警察職員	ライフル銃を用いて熊を捕獲し又は殺傷する任務に係る作業（「市街地等に出没した熊の駆除への対応について」（令和7年11月12日付け警察庁丁保発第209号ほか）に基づく現場対応ユニット（現場責任者、現場指揮官兼観測手又は射撃担当）に任じられた者） 緊急銃猟（熊に係るものに限る。）におけるハンターの安全確保措置作業 警察官職務執行法第4条第1項に基づきハンターに対し猟銃を用いた熊の捕獲又は殺傷を命じた場合におけるハンターの安全確保措置作業	日額5,200円	—	—

オ　時間外勤務手当

（ア）　概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給します。

（イ）　制度内容（令和８年４月１日現在）

（算定方法）

支給額 ＝ （時間外勤務１時間当たりの支給額） × （時間外勤務時間数）

（時間外勤務１時間当たりの支給額）

時間外勤務１時間当たりの支給額 ＝[{(給料月額 ＋ 地域手当 ＋ 初任給調整手当 ＋ へき地手当(これに準ずる手当を含む。)
＋ 定時制通信教育手当 ＋ 特地勤務手当に準ずる手当 ） × 12 月 }
÷（ 38時間45分 × 52週 － 465分 × 18 ÷ 60）＋ １時間当たりの特殊勤務手当]
× 支給率

（支給率）

正規の勤務時間が割り振られた日における勤務　125/100（午後10時から翌日の午前５時までの間の勤務は、25/100を加算、月60時間を越える勤務は150/100）

上記以外の勤務　135/100（同上）

（ウ）　支給実績

年　　度	年間支給総額	支給対象職員数 （各年４月１日現在）	１人当たりの 平均支給年額
令和７年度	2,178,672千円	4,448人	489,809円
令和６年度	2,101,750千円	4,464人	470,822円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当等

区　　分	制度内容（令和８年４月１日現在）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	令和７年度支給実績
扶養手当	ア　子　　月額13,000円 イ　配偶者及び子以外の扶養親族　　月額6,500円 ウ　15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（加算額）　　１人月額5,000円	同じ		（総　額）1,140,612千円 （職員数）3,977人 （平　均）286,802円
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	異なる	家賃月額16,000円以下の場合は支給対象外、支給最高月額28,000円	（総　額）699,539千円 （職員数）2,289人 （平　均）305,609円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額			
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 （・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、６月以内の最も長い期間のものの額による。 ・１月当たり150,000円を上限とする。）	異なる	定期券が６月を超える場合は、通用期間の月数で除した額に支給単位期間の月数を乗じた額で支給	（総　額）876,516千円 （職員数）8,230人 （平　均）106,503円
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算	同じ	―	
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給	異なる	通勤距離に応じ、月額2,000円から66,400円までの範囲内で支給	
	駐車料金を負担している場合 （駐車場代加算） 自動車等を使用して勤務公署へ通勤する職員には、１月あたり5,000円の範囲で実費を支給。 （パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、１月あたり5,000円の範囲で実費を支給	同じ	―	

<table>
<tr><td></td><td>ノーマイカー運動に参加している場合
　ノーマイカー運動参加者に対し、１月当たり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td><td>異なる</td><td>鳥取県独自の制度</td><td></td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給
（算定方法）
　支給月額 ＝ 30,000円 ＋ 加算額
（加算額）
　職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）51,388千円
（職員数）113人
（平　均）454,757円</td></tr>
<tr><td>在宅勤務等手当</td><td>住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給</td><td>異なる</td><td>３箇月以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務をした職員に支給</td><td>―</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給
（支給月額）
　給料表、職務の級、手当区分に応じた定額</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）743,813千円
（職員数）1,025人
（平　均）725,671円</td></tr>
<tr><td>初任給調整手当</td><td>採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給
（支給月額）
　経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,800円）</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）162,052千円
（職員数）83人
（平　均）1,952,430円</td></tr>
<tr><td>特地勤務手当に準ずる手当</td><td>生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給
（算定方法）
　支給月額 ＝（支給対象公署に異動した時点の給料月額＋扶養手当）× 支給割合
（支給割合）
　異動等の日からの経過期間等によって２／100から５／100の割合</td><td>同じ</td><td>―</td><td>―
※職員数が少ないため、掲載していません。</td></tr>
<tr><td>災害派遣手当</td><td>災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給
（算定方法）
　支給額 ＝ 滞在日数 × 基準額
（基準額）
　滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内</td><td>同じ</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給
（算定方法）
　支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 135／100</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）211,471千円
（職員数）488人
（平　均）433,342円</td></tr>
<tr><td>夜間勤務手当</td><td>正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前５時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給
（算定方法）
　支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 25／100</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）69,824千円
（職員数）461人
（平　均）151,463円</td></tr>
<tr><td>宿日直手当</td><td>休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給
（支給額）
　勤務１回当たり次の額
<table><tr><th>一般の宿日直</th><th>医師・歯科医師</th><th>警察署当直責任者、事件当直者、学寮当直者等</th></tr><tr><td>4,700円</td><td>22,500円</td><td>7,700円</td></tr></table>（注）宿日直勤務の時間が５時間未満の場合は、これらの１／２の額</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）298,494千円
（職員数）830人
（平　均）359,632円</td></tr>
<tr><td>管理職員特別勤務手当</td><td>管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午後10時から午前５時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。）
（支給額）
（１）週休日又は休日に勤務した場合
　勤務１回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、部長級の職員等の場合）
　勤務が６時間を超える場合には、150/100を乗じた額
（２）平日午後10時から午前５時までの間に勤務した場合</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）6,302千円
（職員数）121人
（平　均）52,083円</td></tr>
</table>

	勤務１回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は部長級の職員等の場合）			
教職調整額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 （算定方法） 支給月額 ＝ 給料月額 ×５／100			（総　額）895,672千円 （職員数）4,862人 （平　均）184,219円
へ き 地 手 当 等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 （算定方法） 支給月額 ＝ （給料月額 ＋ 扶養手当） × 支給率 （支給率） 学校ごとに２／100又は４／100の率（へき地手当に準ずる手当は１／100）			（総　額）350千円 （職員数）７人 （平　均）50,067円
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 （支給額） 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円			（総　額）9,578千円 （職員数）48人 （平　均）199,534円
産業教育手当	高等学校において農業、水産、工業等の実習を伴う科目を主として担任する教員及び実習助手に対し、人材を確保を目的に支給 （支給額） 月額18,000円（定時制通信教育手当の支給を受ける場合は、11,000円）			
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 （支給月額） その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額1,300円から8,600円までの範囲内			（総　額）344,534千円 （職員数）5,314人 （平　均）64,835円

（注）「令和７年度支給実績」欄の「（総額）」は令和７度年間支給総額を、「（職員数）」は令和７年度支給職員数（一部は、令和７年４月１日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員１人当たりの平均支給年額を表します。

(14) 特別職の報酬等の状況

ア　給料月額等（令和８年４月１日現在）

区　分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
知　事	1,237,000円	（算定方法） 給料(報酬)月額×145／100×支給割合 （支給割合） ６月期：1.595月分　12月期：1.595月分　計：3.19月分 （知事、副知事、政策統轄監、教育長）	（算定方法）退職時の給料月額×在職月数×支給率 （支給率）知事 60／100 副知事 40／100 政策統括監 35／100 教育長 30／100 （支給時期）最終退職時に支給（任期ごとの支給可能） （１期の手当額）知事 35,625,600円 副知事 18,700,800円 政策統轄監 13,658,400円 教育長 10,224,000円 ※平成19年４月の改定により、知事、副知事等については退職手当を大幅に引き下げるとともに、給与総額（退職手当を含む。）を約７パーセント引き下げたことにより全国的に見ても低い水準となっています。
副知事	974,000円		
政策統轄監	813,000円		
教育長	710,000円		
議　長	999,000円	（議長、副議長、議員） ６月期：1.545月分　12月期：1.545月分　計：3.09月分	
副議長	871,000円		
議　員	813,000円		

（注）　退職手当額は、令和８年４月１日時点の給料月額に基づき、１期（48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

イ　令和７年度年間支給実績

区　分	給料・報酬	期末手当	合　計
知　事	14,844,000円	5,721,743円	20,565,743円
副知事	11,688,000円	4,364,006円	16,052,006円
政策統轄監	7,054,741円	1,939,208円	8,993,949円
教育長	8,520,000円	3,284,104円	11,804,104円
議　長	11,988,000円	4,476,018円	16,464,018円
副議長	10,452,000円	3,902,514円	14,354,514円
議　員	319,283,458円 (9,675,256円)	118,203,861円 (3,581,935円)	437,487,319円 (13,257,191円)

（注）１　「議員」欄の上段は、議長及び副議長を除く議員全員の合計です。下段の（　）内は、支給総額を議長及び副議長を除く議員定数（33名）で除した額です。（各議員に実際に支給した額とは異なります。）
２　政策統轄監は、就任日（令和７年７月11日）以降の支給実績です。

(15) 企業局（電気事業、工業用水道事業及び埋立事業）の状況

ア　職員給与費の状況

（ア）　決算（令和７年度）

区　分	総　費　用 A	総損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	（参考） 令和６年度の総費用に 占める職員給与費比率
電気事業	2,940,378千円	△645,290千円	266,289千円	9.1%	15.6%
工業用水道事業	671,409千円	△124,012千円	13,529千円	2.0%	2.2%
埋立事業	114,653千円	73,929千円	13,987千円	12.2%	9.1%

（イ）　予算（令和８年度）

区　　分	職 員 数 A	給　　与　　費				１人当たり給与費 B/A
		給　　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
電気事業	29人	137,835千円	55,978千円	59,996千円	253,809千円	8,752千円
工業用水道事業	2.9人	13,095千円	5,229千円	4,418千円	22,742千円	7,842千円
埋立事業	0.1人	488千円	112千円	155千円	755千円	7,550千円

（注）１　職員数は、令和８年４月１日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数は含みません。

２　給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

３　職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
電気事業	鳥取県	51.0歳	388,057円	582,346円
	団体平均	46.2歳	355,891円	558,512円
工業用水道事業	鳥取県	28.7歳	265,479円	359,519円
	団体平均	44.8歳	342,602円	528,333円
埋立事業	鳥取県	27.0歳	266,100円	374,305円
	団体平均	46.7歳	355,410円	549,881円
県（一般行政職）		42.7歳	327,697円	398,057円

（注）１　団体平均とは、都道府県の当該事業区分の平均値です（以下同じ。）。

２　団体平均の数値は、令和７年４月１日現在です。

３　平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

４　団体平均の平均給料月額には、給料のほか扶養手当及び地域手当を含みます。

５　団体平均の平均給与月額には、給料のほか通勤手当などの毎月支払われる手当及び期末・勤勉手当を含みます。

ウ　職員の手当の状況（令和８年４月１日現在）

（ア）　期末手当・勤勉手当

（制度内容）　(13)のアと同じです。

（令和７年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数（令和７年12月）	１人当たりの平均支給額
57,051千円	32人	1,782,856円

（イ）　退職手当

（制度内容）　(13)のイと同じです。

（令和７年度支給実績）支給職員数が少ないため掲載していません。

（ウ）　地域手当

（制度内容）　(13)のウと同じです。

（令和７年度支給実績）　なし

（エ）　特殊勤務手当

（制度内容）　(13)のエと同じです。

（令和７年度支給実績）

年　間　支　給　総　額	158 千円
１人当たりの平均支給年額	12,180 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	39.4%
手当の種類（手当数）	３種類（うち一般行政職の職員と共通のもの２種類）

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員
特殊現場作業手当	企業職員	地上又は水面上 15 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の監督、検査、測量、調査又は指導等の業務	日額 300 円 （４時間未満 60／100）	158 千円	81 人
		トンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務			
		発電所の建設現場で行う監督、検査、測量、調査、指導等の業務	日額 600 円		
		発電所又は工業用水道施設の維持管理に関する業務	日額 300 円 風力発電所のタワー昇降		

			等、浄水場着水井の点検に係る業務 日額600円 圧力ずい道の点検に係る業務 日額1,200円 （４時間未満60／100）		
		職員が著しく足場が不安定で危険な箇所で行う発電用導水路及び水圧管路設置工事の監督、検査、測量、調査又は指導の業務	日額300円 （４時間未満60／100）		
災害応急等作業手当	企業職員	ダム、鉄管路における災害現場において急斜面での作業を行う巡回監視業務	日額1,200円 （危険区域等の加算あり）	―	―
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務	日額600円 （危険区域等の加算あり）		
		異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額1,200円 （危険区域等の加算あり）		
用地交渉手当	企業職員	用地の取得のための折衝業務	日額600円	―	―

（オ） 時間外勤務手当

（制度内容） (13)のオと同じです。

（支給実績）

年度	年間支給総額	支給対象職員数 （各年４月１日現在）	１人当たりの 平均支給年額
令和７年度	9,856千円	28人	351,982円
令和６年度	9,947千円	28人	355,232円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

（カ） その他の手当等

区分	制度内容（令和８年４月１日現在）	(13)のカの制度との異同	(13)のカの制度と異なる内容	令和７年度 支給実績
扶養手当	ア 子 月額13,000円 イ 配偶者及び子以外の扶養親族 月額6,500円 ウ 15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（加算額） １人月額5,000円	同じ	―	（総額）4,254千円 （職員数）15人 （平均）283,600円
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	同じ	―	（総額）2,136千円 （職員数）７人 （平均）305,099円
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額			
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 （・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、６月以内の最も長い期間のものの額による。 ・１月当たり150,000円を上限とする。）	同じ	―	（総額）5,506千円 （職員数）29人 （平均）189,855円
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算			
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給			
	駐車料金を負担している場合 （駐車場代加算） 自動車等を使用して勤務公署へ通勤する職員には、１月あたり5,000円の範囲で実費を支給。 （パーク・アンド・ライド） 交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、１月あたり5,000円の範囲で実費を支給			
	ノーマイカー運動に参加している場合 ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 （算定方法） 支給月額 ＝30,000円 ＋ 加算額 （加算額）	同じ	―	―

	職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は、加算なし）			
在宅勤務等手当	住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給	同じ	—	—
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 （支給月額） 給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	同じ	—	（総　額）4,756千円 （職員数）５人 （平　均）951,120円
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師・獣医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 （支給月額） 経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,800円）	同じ	—	—
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 （算定方法） 支給月額 ＝（支給対象公署に異動した時点の給料月額＋扶養手当）× 支給割合 （支給割合） 異動等の日からの経過期間等によって２／100から５／100までの割合	同じ	—	—
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 （算定方法） 支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 135／100	同じ	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前５時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 （算定方法） 支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 25／100	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 （支給額） 勤務１回当たり4,700円（宿日直勤務の時間が５時間未満の場合は、2,350円）	同じ	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午後10時から午前５時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） （１）週休日又は休日に勤務した場合 勤務１回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合） 勤務が６時間を超える場合には、150/100を乗じた額 （２）平日午後10時から午前５時までの間に勤務した場合 勤務１回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、局長の場合）	同じ	—	— ※職員数が少ないため、掲載していません。

（注）「令和７年度支給実績」欄の「（総額）」は令和７年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和７年度支給職員数（一部は、令和７年４月１日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員１人当たりの平均支給年額を表します。

(16) 病院事業（中央病院及び厚生病院）の状況

ア　職員給与費の状況

（ア）　決算（令和７年度）

区　分	総　費　用 A	総損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和７年度の総費用に占める職員給与費比率
令和７年度	32,219,591 千円	△1,383,254 千円	13,590,571 千円	42.2%	41.5%

（イ）　予算（令和８年度）

区　分	職員数 A	給与費				１人当たりの給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和８年度	1,485人	5,569,985千円	4,045,994千円	2,272,311千円	11,888,290千円	8,006千円

（注）１　職員数は、令和８年４月１日現在の人数です。ただし、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員の人数を含みません。

２　給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費を含みません。

３　職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

イ　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
病　院　局	37.0歳	334,549円	456,918円
県（一般行政職）	42.5歳	337,081円	413,538円

ウ　職員の手当の状況（令和８年４月１日現在）

（ア）　期末手当・勤勉手当

（制度内容）　(13)のアと同じです。

（令和７年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数（令和７年12月）	１人当たりの平均支給年額
2,158,869千円	1,456人	1,482,740円

（イ）　退職手当

（制度内容）　(13)のイと同じです。

（令和７年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数	１人当たりの平均支給年額
229,220千円 (152,498千円)	75人 (９人)	3,056,273円 (16,944,233円)

（注）（ ）内は、勧奨、定年及び早期退職制度による退職者及び 60 歳到達後最初の３月 31 日以降に退職した者への支給実績を再掲したものです。

（ウ）　地域手当

（制度内容）　(13)のウと同じです。

（令和７年度支給実績）　なし

（エ）　特殊勤務手当

（制度内容）　(13)のエと同じです。

（令和７年度支給実績）

年　間　支　給　総　額	304,289 千円
１人当たりの平均支給年額	275,126 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	78.6%
手当の種類（手当数）	６種類（うち一般行政職の職員と共通のもの３種類）

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員
困難折衝等業務手当	職員	医療費の督促を受けた者その他の病院に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える徴収又は折衝の業務	日額600円 （４時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思日額1,200円）	26 千円	16 人
放射線取扱手当	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	3,971 千円	138 人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円	2,977 千円	50 人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30／100 ８日～14日 60／100		
	職員	新型インフルエンザ等の患者等に対する感染の危険を伴う業務	日額1,500円 （緊急に行われた措置に係る作業であって心身に著しい負担を与えると認められた業務は日額 4,000円）		
医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	院長 月額49,000円 副院長及び局長 月額44,000円 副局長及び部長 月額37,000円 医長、副医長及び室長（３級の職務にあるもの） 月額29,000円 医長、副医長及び室長（２級の職務にあるもの） 月額24,000円 医師及び歯科医師 月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30／100	57,247 千円	184 人

			８日～14 日 60／100		
	産婦人科の医師	分べん業務	1回 10,000 円		
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後 10 時から翌日の午前５時までの間）において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 既勤務単位回数６回以下 １回 7,300 円 既勤務単位回数７回 １回 7,900 円 既勤務単位回数８回以上 １回 8,500 円 （月の勤務全て深夜勤務 １回 9,700 円） 一部深夜勤務 ４時間以上 １回 3,550 円（既勤務単位回数８以上　1回4,150円） （月の勤務全て深夜勤務 １回 4,750 円） ２時間以上４時間未満 １回 3,100 円（既勤務単位回数８回以上　3,700円） （月の勤務全て深夜勤務 １回 4,300 円） ２時間未満 １回 2,150 円 （月の勤務全て深夜勤務 １回 3,350 円） （特別事情の加算あり）	240,069 千円	1,588 人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回 1,620 円		
災害応急作業等手当	災害医療派遣チームの職員	異常な自然現象又は大規模な事故等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等業務	日額 1,200 円 （危険区域等の加算あり）	―	―
	医師、看護師等	航空機に搭乗して行う救急搬送その他の業務	1時間 1,200 円		

（オ） 時間外勤務手当

（制度内容） (13)のオと同じです。

（支給実績）

年　　度	年間支給総額	支給対象職員数 （各年４月１日現在）	１人当たりの 平均支給年額
令和７年度	1,077,999千円	1,339人	805,078円
令和６年度	1,191,431千円	1,321人	901,916円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含みます。

（カ） その他の手当等

区　分	制度内容（令和８年４月１日現在）	(13)のカの制度との異同	(13)のカの制度と異なる内容	令和７年度支給実績
扶養手当	ア　子　月額13,000円 イ　配偶者及び子以外の扶養親族　月額6,500円 ウ　15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（加算額）　１人月額5,000円	同じ	―	（総　額）144,681千円 （職員数）516人 （平　均）280,390円
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の２分の１相当額	同じ	―	（総　額）119,618千円 （職員数）405人 （平　均）295,353円
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 （・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、６月以内の最も長い期間のものの額による。 ・１月当たり150,000円を上限とする。）	同じ	―	（総　額）68,059千円 （職員数）907人 （平　均）75,038円

<table>
<tr><td></td><td>特別急行列車等を利用する場合
　上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算
自動車等使用者
　通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給
駐車料金を負担している場合
（駐車場代加算）
　自動車等を使用して勤務公署へ通勤する職員には、１月あたり5,000円の範囲で実費を支給。
（パーク・アンド・ライド）
　交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、１月あたり5,000円の範囲で実費を支給
ノーマイカー運動に参加している場合
　ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給
（算定方法）
　支給月額 ＝30,000円 ＋ 加算額
（加算額）
職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）4,580千円
（職員数）10人
（平　均）458,000円</td></tr>
<tr><td>在宅勤務等手当</td><td>住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給</td><td>異なる</td><td>３箇月以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて在宅勤務をした職員に支給</td><td>―
※職員数が少ないため、掲載していません。</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給
（支給月額）
　給料表、職務の級、手当区分に応じた定額</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）55,379千円
（職員数）68人
（平　均）814,399円</td></tr>
<tr><td>初任給調整手当</td><td>採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給
（支給月額）
　経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,800円）
　院長　月額187,300円
　副院長又は医療局長　月額155,300円</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）502,442千円
（職員数）138人
（平　均）3,640,887円</td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給
（算定方法）
　支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 135／100</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）177,374千円
（職員数）396人
（平　均）447,915円</td></tr>
<tr><td>夜間勤務手当</td><td>正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前５時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給
（算定方法）
　支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 25／100</td><td>同じ</td><td>―</td><td>（総　額）97,210千円
（職員数）699人
（平　均）139,070円</td></tr>
<tr><td>宿日直手当</td><td>勤務時間外に、入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給
（支給額）　勤務１回当たり次の額
<table>
<tr><td>医師
歯科医師</td><td>看護師長等</td><td>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士</td><td>緊急の事務処理等</td></tr>
<tr><td>22,500円</td><td>6,400円</td><td>6,400円</td><td>6,400円</td></tr>
</table>
（注）執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、9,150円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、31,500円）を超えない範囲内において支給。</td><td>異なる</td><td>入院患者の急変、救急の外来患者の対処、看護業務の管理監督等を目的として支給</td><td>（総　額）21,448千円
（職員数）74人
（平　均）289,836円</td></tr>
</table>

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午後10時から午前５時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） （１）週休日又は休日に勤務した場合 勤務１回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 勤務が６時間を超える場合には、150/100を乗じた額 （２）平日午後10時から午前５時までの間に勤務した場合 勤務１回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	同じ	―	（総　額）2,373千円 （職員数）30人 （平　均）79,100円
救急医療機関勤務臨時手当	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に支給。 看護師　月額10,300円 看護師以外　月額2,500円	異なる	病院事業のみ支給	（総　額）114,413千円 （職員数）1,191人 （平　均）96,065円

（注）「令和７年度支給実績」欄の「（総額）」は令和７年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和７年度支給職員数（一部は、令和７年４月１日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員１人当たりの平均支給年額を表します

(17)　フルタイム会計年度任用職員に係る給与等の状況

ア　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
47歳	252,809円	273,974円

イ　職員の手当の状況（令和８年４月１日現在）

（ア）　期末手当・勤勉手当

（制度内容）　(13)のアと同じです。

（令和７年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数（令和７年12月）	１人当たりの平均支給年額
324,498千円	339人	935,152円

（イ）　退職手当

（制度内容）　(13)のイと同じです。

（令和７年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数	１人当たりの平均支給年額
21,044千円	34人	618,937円

（ウ）　地域手当

（制度内容）　(13)のウと同じです。

（令和７年度支給実績）

年間支給総額	支給職員数	１人当たりの平均支給年額
10,390千円	20人	519,494円

（エ）　特殊勤務手当

（制度内容）　(13)のエと同じです。

（令和７年度支給実績）

年　間　支　給　総　額	5,277 千円
１人当たりの平均支給年額	138,857 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	10.8%
手当の種類（手当数）	６種類（うち一般行政職の職員と共通のもの３種類）

手当名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価等	年間支給額	支給人員（延べ）
困難折衝等業務手当	職員	医療費の督促を受けた者その他の病院に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える徴収又は折衝の業務	日額600 円 （４時間未満60/100） （相手方が積極的加害意思日額1,200 円）	18 千円	47 人
放射線取扱手当	診療放射線技師等	一般行政職の職員に同じ。	一般行政職の職員に同じ。	115 千円	21 人
防疫等業務手当	看護師及び准看護師	病院の結核病棟又は感染症病棟における業務	日額300円 新型インフルエンザ等の患者等に対する感染の危険を伴う業務は、日額1,500 円（管理者が認める場合は4,000 円）	537 千円	101 人
	中央放射線室職員	結核病棟又は感染症病棟における業務			
	運転士及び自動車整備士	感染症の患者等を自動車で移送する業務			
	中央検査室職員	結核菌その他の病原体を直接取り扱う業務	月額5,500 円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 １日～７日 30／100 ８日～14 日 60／100		

医療業務手当	医師及び歯科医師	患者に接して行う医療業務	月額20,000円 ただし、従事日数が少ない場合は減額 1日～7日 30／100 8日～14日 60／100	3,958千円	213人
	産婦人科の医師	分べん業務	1回10,000円		
夜間看護等手当	病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務	全部深夜勤務 1回7,300円 （月の勤務全てが深夜勤務の場合　1回9,700円） 一部深夜勤務 4時間以上 1回3,550円 （月の勤務全てが深夜勤務の場合　1回4,750円） 2時間以上4時間未満 1回3,100円 （月の勤務全てが深夜勤務の場合　1回4,300円） 2時間未満 1回2,150円 （月の勤務全てが深夜勤務の場合　1回3,350円） （特別事情の加算あり）	649千円	63人
	病院に勤務する医師、助産師、看護師及び准看護師等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う救急医療等の業務	1回1,620円		

（オ）　時間外勤務手当

（制度内容）　(13)のオと同じです。

（支給実績）

年度	年間支給総額	支給対象職員数 （各年4月1日現在）	1人当たりの 平均支給年額
令和7年度	53,812千円	355人	151,582円
令和6年度	50,077千円	324人	154,560円

（注）　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（カ）　その他の手当等

区分	制度内容（令和8年4月1日現在）	(13)のカの制度との異同	(13)のカの制度と異なる内容	令和7年度支給実績
扶養手当	ア　配偶者　月額3,000円 イ　子　月額11,500円 ウ　子以外の扶養親族　月額6,500円 エ　15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（加算額）　1人月額5,000円	―	―	―
住居手当	借家・借間居住者（家賃月額12,000円以下の場合を除く。） 家賃の額に応じ、最高月額27,000円まで支給	―	―	―
	単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者 借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額			
通勤手当	交通機関等利用者 運賃等の額を支給 （・定期券と回数券のうち安価な方の額による。 ・定期券は、6月以内の最も長い期間のものの額による。 ・1月当たり150,000円を上限とする。）	同じ	―	（総　額）17,776千円 （職員数）1,412人 （平　均）12,589円
	特別急行列車等を利用する場合 上記の額に特別急行料金等の運賃等の額を加算			
	自動車等使用者 通勤距離に応じ、月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給			

	駐車料金を負担している場合（パーク・アンド・ライド） 　交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、交通機関の利用に伴って駐車場を利用し駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金に相当する額（１月当たり3,000円を上限とする。）の通勤手当を支給			
	ノーマイカー運動に参加している場合 　ノーマイカー運動参加者に対し、１月あたり３往復程度参加することを想定した通勤手当を支給			
単身赴任手当	異動等を原因として単身赴任となった職員に対し、二重生活を送ることによる経済的負担を軽減すること等を目的に支給 （算定方法） 　支給月額 ＝30,000円 ＋ 加算額 （加算額） 　職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内（交通距離が100キロメートル未満の場合は加算なし）	―	―	―
在宅勤務等手当	住居等において、月の初日から末日までの間に10日を超えて在宅勤務をした職員に月額3,000円を支給	―	―	―
管理職手当	一定の管理・監督の地位にある職員（管理職員）に対して支給 （支給月額） 　給料表、職務の級、手当区分に応じた定額	―	―	―
初任給調整手当	採用による欠員補充が困難である職（医師・歯科医師）の給与水準を調整し、人材確保を容易にするため支給 （支給月額） 　経験年数の増加に応じて減少する定額（最高月額310,000円）	同じ	―	（総　額）11,879千円 （職員数）55人 （平　均）215,978円
特地勤務手当に準ずる手当	生活の不便な地に所在する公署に異動し、異動に伴って住居を移転する場合における精神的な負担や生活の不便を考慮し、そのような公署にも必要な職員を配置しやすくするために支給 （算定方法） 　支給月額 ＝（支給対象公署に異動した時点の給料月額＋扶養手当）× 支給割合 （支給割合） 　異動等の日からの経過期間等によって２／100から５／100の割合	同じ	―	―
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、県が、国又は他の地方公共団体から職員の派遣を受けた場合に、派遣職員に対して支給 （算定方法） 　支給額 ＝ 滞在日数 × 基準額 （基準額） 　滞在期間の長さ及び利用する施設の種類に応じて、日額3,970円から6,620円までの範囲内	―	―	―
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 （算定方法） 　支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 135／100	同じ	―	（総　額）9,968千円 （職員数）311人 （平　均）32,051円
夜間勤務手当	正規の勤務時間が深夜（午後10時から翌日の午前５時まで）にわたる職員に対し、その深夜の勤務に対する割増賃金として支給 （算定方法） 　支給額 ＝ 時間数 × １時間当たりの給与額 × 25／100	同じ	―	（総　額）1,710千円 （職員数）74人 （平　均）23,104円
宿日直手当	休日又は勤務時間外に、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を行った場合に支給 （支給額） 　医師又は歯科医師　勤務一回当たり21,000円（宿日直勤務の時間が５時間未満の場合は、10,500円） 　看護師長、医療技術職、事務職　勤務一回当たり6,100円（宿日直勤務の時間が５時間未満の場合は、3,050円）	同じ	―	（総　額）1,305千円 （職員数）36人 （平　均）36,250円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時・緊急その他の公務運営の必要により、週休日若しくは休日に勤務した場合又は災害への対処等のために平日午前零時から午前５時までの間に勤務した場合に支給（管理職員には通常の時間外勤務手当等は支給しません。） （支給額） （１）週休日又は休日に勤務した場合 　勤務１回当たり4,000円から12,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合） 　勤務が６時間を超える場合には、150/100を乗じた額 （２）平日午前零時から午前５時までの間に勤務した場合 　勤務１回当たり2,000円から6,000円までの範囲内（最高額は、院長の場合）	―	―	―

教職調整額	義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）の一定の教育職員に対し、その職務及び勤務態様の特殊性を考慮して支給 （算定方法） 支給月額 ＝ 給料月額 × ４／100	―	―	―
へき地手当等	山間地等生活の著しく不便な地に所在する小学校に勤務する教職員の特殊事情を考慮し、必要な人材確保を容易にすることで教育の振興を図ることを目的として支給 （算定方法） 支給月額 ＝ （給料月額 ＋ 扶養手当） × 支給率 （支給率） 学校ごとに２／100又は４／100の率（へき地手当に準ずる手当は１／100）	同じ	―	―
定時制通信教育手当	高等学校の教育職員のうち、夜間の定時制教育又は通信教育に従事する職員に対し、その職務の複雑・困難性を考慮し、優秀な人材確保を容易にすることを目的に支給 （支給額） 定時制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額20,000円、通信制の課程を置く高等学校の職員に対しては月額10,000円	同じ	―	―
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材を確保することを目的に支給 （支給月額） その者の属する職務の級及び受ける号給に応じて、月額2,000円から8,000円までの範囲内	―	―	―
救急医療機関勤務臨時手当	感染症等の救急医療を担う医療機関で勤務する看護師等に支給。 看護師　月額10,300円 看護師以外　月額2,500円	異なる	病院事業のみ支給	（総　額）7,791千円 （職員数）2,047人 （平　均）3,806円

（注）「令和７年度支給実績」欄の「（総額）」は令和７年度年間支給総額を、「（職員数）」は令和７年度支給職員数（一部は、令和７年４月１日現在支給対象職員数）を、「（平均）」は支給職員１人当たりの平均支給年額を表します。

４　職員の勤務時間、休暇、旅費その他の勤務条件の状況

（１）　職員の勤務時間（令和８年４月１日現在）

一般行政職員の勤務時間は、次のとおりです。

なお、時差出勤が認められているほか、職務の特殊性から次の勤務時間により難い場合には別に勤務時間を定めています。

１週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前８時30分	午後５時15分	正午から午後１時まで

（２）　職員の年次有給休暇の取得状況（令和７年）

年次有給休暇は、その年の在職期間等を考慮し、20日を超えない範囲内の日数が付与されます。

職員１人当たりの平均の年次有給休暇の取得日数は、次のとおりです。

区　　分	令和７年	令和６年
一般行政職員	13.4日	13.7日
教　　員	14.2日	15.4日
警　察　官	13.5日	14.9日

（注）　一般行政職員は、知事部局の状況です。

（３）　職員の時間外勤務及び休日勤務の状況（令和７年度）

職員１人当たりの１月の平均の時間外勤務及び休日勤務の時間数は、次のとおりです。

区　　分	令和７年度	令和６年度
一般行政職員	13.5時間	13.2時間
警　察　官	19.7時間	19.9時間

（注）１　一般行政職員は、知事部局の状況です。

２　教員は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の規定により原則として時間外勤務は命じないこととされています。

（４）　特別休暇等の制度概要（令和８年４月１日現在）

休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
特別休暇（有給）	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員又は配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹が犯罪被害を受けたことにより、勤務しないことが相当であると認められるとき	その都度必要と認める期間（ただし、心身の故障により勤務が著しく困難である場合及び犯罪被害を受けた配偶者等の看護をする場合は一の犯罪被害について5日以内（看護を要する配偶者等が2人以上の場合は10日以内））	国は、制度なし
	骨髄移植のために骨髄液の提供等を行う場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、国際交流事業等一部の活動については対象外

	職員が自発的に、地域に貢献する活動を行う場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	結婚の場合	１週間以内	国は、連続する５日の範囲内
	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において６日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間（体外受精又は顕微授精等が含まれる場合にあっては、10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間）	国は、５日の範囲内（体外受精及び顕微授精に係る通院等である場合にあっては、10日の範囲内）
	妊娠中又は産後１年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠の期間等に応じて決められた回数につき、それぞれ１日の範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑等が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日につき１時間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認める期間	国と同じ
	妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	２週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	８週間（多胎妊娠の場合には14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	請求した日から出産した日までの期間	国は、６週間以内（多胎妊娠の場合は同じ）
	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から８週間を経過するまでの期間	国と同じ
	職員が生後満１年６月に達しない生児を育てる場合	１日２回各45分以内の期間	国は、生後１年に達しない子について、１日２回各30分以内
	（１）生理日のため勤務が著しく困難である場合 （２）生理に伴う症状の改善に係る通院のため勤務しないことが相当である場合	（１）その都度必要と認める期間 （２）一の年において５日	国は、病気休暇扱い
	更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	妻の出産の場合	３日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、２日の範囲内
	妻の産前産後期間において、当該出産に係る子又はその子以外の小学校就学前の子を養育する職員が、養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	・15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子の看護又は学校行事への参加若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ・15歳に達する日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子で２週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし又は疾病にかかった子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において10日（子が２人以上の場合は15日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 ※15歳に達する日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子で２週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし又は疾病にかかった子は一の年において５日（２人以上の場合は10日）	国は、小学校就学前の子の看護が対象
	配偶者又は２親等以内の親族の看護を行う職員が当該看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国は、制度なし
	職員が、要介護者の介護等の世話を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日（要介護者が２人以上の場合は10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ
	忌引の場合	死亡した者との関係により定める日数の範囲内でその都度必要と認める期間	国は、配偶者の場合７日（鳥取県は、10日）
	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため必要と認められる場合	慣習上、最小限度必要と認める期間	国は、父母の追悼のための特別な行事について１日の範囲内
	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から10月までの期間内における、週休日等を除いて原則として連続する５日の範囲内の期間	国は、連続する３日の範囲内
	感染症の予防に関する法令の規定による健康診断、就業制限等により勤務することが困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国は、職員の就業を禁止する措置を執る（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）。
	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合 ・職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場合 ・職員及び職員と同一世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合にそれらの確保を行う場合	１週間を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	国と同じ

	地震、水害、火災その他の災害、交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	国と同じ
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養することが必要であり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき最小限度で必要と認める期間（私事による負傷又は疾病の場合は、引き続き90日を超えない範囲内）	国と同じ（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減される。）
無給休暇	職員が、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする期間内において、3回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間	国と同じ
	職員が、要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、１日につき２時間の範囲内で必要と認められる期間	国は上限３年間（鳥取県は上限なし）
	職員が、海外勤務を命ぜられた配偶者に随伴するため、勤務しないことが相当であると認められる場合	４年を超えない期間内において必要と認められる期間	国は、制度なし
	職員が、中学校修了前の子（障がいのある子は、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合（育児部分休業を承認された者を除く）	勤務時間内において１日につき２時間以内または一の年において１０日以内	国は、制度なし

（５） 修学部分休業の状況（令和７年度）

公務に係る能力の向上に資するため、大学等の教育施設において修学する場合に、２年を超えない範囲で部分休業（１週間につき20時間以内の無給休業）を取得することができます。

（単位:件）

区　　分	一般行政職員	教　　員	警　察　官	計
取得件数	0	0	0	0
期間延長件数	0	0	0	0
失効、取消	0	0	0	0

（６） 育児休業の状況（令和７年度）

養育する子が３歳に達する日までの間、育児のために休業（無給）することができます。

（単位:件）

区　　分	一般行政職員		教　　員		警　察　官		計	
	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性	男　性	女　性
取得件数	82	121	52	99	35	16	169	236
期間延長件数	6	26	0	32	0	1	6	59
失効、取消	2	46	0	30	0	1	2	77

（７） 旅費の制度の概要（令和８年４月１日現在）

職員が出張等した場合は、旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当を支給します。

		知事、副知事、政策統轄監及び議会の議員	左記以外の者
宿泊費基準額（１夜につき）	東京都	27,000円	21,000円
	京都府	26,000円	20,000円
	千葉県、兵庫県、福岡県	22,000円	17,000円
	埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	21,000円	16,000円
	北海道、香川県	20,000円	15,000円
	岡山県、広島県、熊本県	18,000円	14,000円
	山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	17,000円	13,000円
	青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	16,000円	12,000円
	秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県	14,000円	11,000円
	岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	13,000円	10,000円
	福島県、鳥取県、山口県	12,000円	9,000円
宿泊手当（１夜につき）		2,400円	

（注）　宿泊費基準額は、宿泊地ごとの上限額であり、その範囲内で実費を支給します。ただし、特別な事情が認められる場合は、当該基準額を超える宿泊費を支給します。

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１） 職員の分限の件数（令和７年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合等に、本人の意に反する不利益な身分の変動をもたらす処分をいい、休職、降任及び免職の３種類があります。

（単位:件）

区　　分	休職	降任	免職	計
一般行政職員	189	0	0	189
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	189	0	0	189
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
教　　員	173	0	0	173
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	172	0	0	172
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1
警　察　官	15	0	0	15
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	15	0	0	15
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	377	0	0	377
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	376	0	0	376
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	1	0	0	1

（注）処分件数は、休職の更新などにより、１名が２回以上処分される場合があります。

（２） 職員の懲戒等の件数（令和７年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対してその責任を追及して行う不利益処分をいい、戒告、減給、停職及び免職の４種類があります。また、懲戒処分に至らない指導措置として、訓告、訓戒、注意等があります。

（単位:件）

区分	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般行政職員	3	3	2	0	8	8
法令に違反した場合	1	2	1	0	4	1
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	1	1	0	3	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1	0
教員	3	0	2	0	5	17
法令に違反した場合	3	0	1	0	4	4
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	10
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	1	0	1	3
警察官	1	1	0	0	2	24
法令に違反した場合	1	0	0	0	1	20
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	0	1	3
計	7	4	4	0	15	49
法令に違反した場合	5	2	2	0	9	25
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	1	1	1	0	3	18
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	1	1	0	3	6

６ 職員の営利企業等の従事の許可その他の服務の状況

（１） 営利企業等の従事許可の件数（令和７年度）

地方公務員は、地方公務員法第38条第１項の規定により自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業に従事すること等が原則禁止されていますが、任命権者の許可を受けることで営利企業等に従事することができる場合があります。令和７年９月１９日に「営利企業等従事許可基準運用要領」を定め、職員が積極的に営利企業等への従事を行えるよう、許可の基準を明確化しました。

（単位:件）

営利企業等の従事の内容	一般行政職員	教　　員	警　察　官	計
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社及び団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合（業務上の関連により県出資法人の役員に無報酬で就任する場合等）	3	0	0	3
自ら営利を目的とする私企業を営む場合（農業等）	12	1	1	14
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（自治会役員、部活動指導員、大学の非常勤講師等）	618	28	11	657
計	633	29	12	674

（２） 職務上の秘密に属する事項の発表の許可の件数（令和７年度）

（単位:件）

職務上の秘密事項の発表の内容	一般行政職員	教　　員	警　察　官	計
民事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
刑事事件に関して裁判所で証人として尋問される場合又は鑑定人若しくは鑑定証人として鑑定する場合	0	0	0	0
人事委員会が法律又は条例に基づく権限の行使に関し、証人を喚問し、又は書類若しくはその写しの提出を求めた場合	0	0	0	0
計	0	0	0	0

７ 職員の退職管理の状況

（１） 令和８年４月１日における職員の退職管理に関する制度の概要

【知事部局等】

区分	内容
再就職の届出	・職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後２年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除く全ての法人）に再就職した場合は、知事（任命権者）への届出が必要 ・当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（課長級以上、県立学校にあっては教頭以上又は事務長若しくは船長）であった者については過去１年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	・再就職により営利企業等に在職している者からの現職職員に対する働きかけの禁止 ・職員による利害関係企業等に対する求職活動の規制 ・職員による営利企業等に対する再就職のあっせんの規制 ・再就職者等からの要求等による職務上不正な行為の要求又は依頼の規制 （再就職者からの要求等を理由とする職務上の不正行為の禁止、職員が職務上の不正行為をすること又は他の職員に不正行為を要求することの見返りとして自分又は他の職員の元職員等の営利企業等に対する再就職の要求等の禁止、当該要求等を受けた職員による職務上の不正行為の禁止）

【警察本部】

区分	内容
再就職の届出	・職員のうち利害関係企業等（職員の職務に利害関係のある営利企業等）に再就職しようとする場合、退職後２年を経過しない者が営利企業等（国、地方公共団体等を除くすべての法人）に再就職した場合は、警察本部長への届出が必要 ・当該届出のあった職員のうち、退職時に管理職（警視及び管理職手当を受給する一般職員）であった者については過去２年間の再就職の状況を公表
働きかけの禁止等	知事部局等に同じ

（２）退職後２年間に再就職した職員（県の退職管理制度に基づき各任命権者に届出のあった者に限る。）の状況

（単位：人）

区分		(A)令和8年6月1日現在で届出のあった者(a＋b＋c)	(a)R8年度退職者	(b)R7年度退職者	(R7年度退職者総数)	(c)R6年度以前退職者	(B)A欄のうち再就職先 民間企業等	地方公共団体	公共的団体等
知事部局	総数	48	0	46	(102)	2	23	12	13
	うち管理職	17	0	16	(26)	1	6	1	10
企業局	総数	3	0	0	(2)	3	0	1	2
	うち管理職	2	0	0	(0)	2	0	0	2
病院局	総数	33	0	33	(79)	0	3	8	22
	うち管理職	6	0	6	(6)	0	0	3	3
教育委	総数	7	0	7	(55)	0	3	0	4
	うち管理職	1	0	1	(9)	0	0	0	1
県警本部	総数	15	0	15	(40)	0	5	2	8
	うち管理職	6	0	6	(7)	0	2	0	4
県議会	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
監査委員	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
人事委	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
選管	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0
海区	総数	0	0	0	(0)	0	0	0	0
	うち管理職	0	0	0	(0)	0	0	0	0

（注）１　失職、分限免職及び懲戒免職及び国、他の地方公共団体等との人事交流により退職した職員の状況並びに既に公表済みの職員の状況については、集計から除きます。
２　「公共的団体等」とは、公益的法人、社会福祉法人等の民間企業等及び地方公共団体以外の法人です。
３　「管理職」とは、退職時に課長級以上（県警本部の場合は警視及び管理職手当を受給する一般職員）の職にあった職員です。
４　「令和７年度退職者総数」欄の（　　）については、参考として令和７年度に退職した者の総数を記載しています。
５　県費負担教職員の退職管理は市町村教育委員会が実施しているため、上記数値には含みません。

８　職員の研修の状況

職員の研修に関する計画の概要及び実施状況

区　分	研修の種類	具　体　的　な　取　組（令和８年４月１日現在）	実施状況（令和７年度） 参加者	修了者
職員人材開発センター（一般行政職員対象）	基礎研修	職位ごとに必要となる知識、管理能力等の習得を目的とした研修（新規採用職員研修、若手職員研修、キャリアビジョン研修、中堅職員研修、新任係長・課長補佐・課長級研修、昇任前ステップアップ研修等）	1,921人	1,734人
	能力開発・向上研修	地方行政に携わる職員としての必要な知識及び能力の習得を目的とした研修（課題解決・政策形成能力、コミュニケーション能力、人材育成・人事管理能力、マネジメント能力、業務の専門性、法務能力、特定課題の各分野に関する研修、ｅラーニング方式による研修）	787人	671人
	自己啓発支援研修	業務に役立つ語学講座等、職員の資質向上を目的とした研修（語学講座、手話講座、通信教育等）	53人	33人
教育センター（教職員対象）	基本研修	育成指標を踏まえて策定した研修体系に基づき、教職員のキャリアステージに応じて、職務の遂行に必要な資質・指導力の向上等を目的とした研修【初任者研修、新規採用教員研修、教職経験者研修（２年目研修・３年目研修・６年目研修・中堅教諭等資質向上研修・１６年目研修）】	804人	792人
	職務研修	職務に応じて必要となる専門知識・技能等の修得を図る研修（管理職等を対象とした学校経営研修、新任生徒指導担当や新任保健体育主事等を対象とした主任・主事研修、情報化推進リーダー、養護教諭・司書教諭等を対象とした職務に応じた研修等）	2,011人	2,011人

	専門研修	教育課題や教科等の専門的知識・技能の向上を図る研修（希望受講）（幼児教育、教科指導等、各種教育課題等に関する研修）及び市町村教育委員会の推薦を受けた者を対象に、専門的知識を基盤とした実践的指導力の向上を図ることを目的とした研修【指導力向上ゼミナール（中学校国語・数学・英語）】	2,082人	2,082人
	学校訪問型研修	指導主事等を派遣して県内の学校等が行う自主的・主体的な研修活動を支援する取組（ＩＣＴ活用教育）	1,045人	1,045人
警察学校（警察職員対象）	初任科、各級任用科等	新たに採用した警察官、各階級昇任者等に対し、その職務執行に必要な知識、能力等を習得させる。	60人	55人
	専科	特定の分野に関する専門的な知識、技能を習得させる。	209人	209人

９　職員の健康管理に関する福祉の状況

職員の健康診断の状況（令和７年度）

職員の健康診断は、定期健康診断のほか、特定業務従事者健康診断として、深夜業務従事者、給食業務従事者、自動車運転業務従事者等の業務従事内容又は職種に応じて必要な健康診断を行っています。

健康診断の種類	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数	対象者数	受診者数
定期健康診断	4,658人	4,658人	2,887人	2,803人	1,391人	1,391人
特定業務従事者健康診断	3,697人	3,688人	27人	27人	324人	324人

10　職員の勤務条件に関する措置の要求に係る職員の利益の保護の状況

（前年度における勤務条件に関する措置の要求に関し人事委員会が行った勧告への対応状況）

該当なし

第２　鳥取県人事委員会の業務の状況

１　職員の競争試験及び選考の状況

（１）　職員の競争試験の状況（令和７年度）

ア　県職員採用試験（大学卒業程度）

＜第１次試験日　令和７年５月11日（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠））、
６月15日（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠））以外）＞

職　種	申込者数	（人）	第1次試験	受験者数	第1次試験	合格者数	採用候補者数	（人）	競争率
		うち女性	（人）　A	うち女性	（人）	うち女性	B	うち女性	A/B
事務（一般コース）	63	18	43	10	33	7	20	6	2.2
事務（総合分野コース）	32	20	19	12	18	11	12	9	1.6
事務（キャリア総合コース）	166	73	113	53	70	37	47	28	2.4
社会福祉（福祉コース）	17	10	13	9	12	8	7	6	1.9
社会福祉（心理コース）	1	1	1	1	1	1	1	1	1.0
社会福祉（手話コース）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
薬剤師（公衆衛生コース）	3	2	2	2	2	2	2	2	1.0
総合化学（食品衛生コース）	2	2	1	1	1	1	1	1	1.0
保健師	13	12	12	11	5	5	2	2	6.0
農業	25	11	17	8	13	6	10	4	1.7
林業	13	3	10	3	10	3	6	3	1.7
土木（早期枠）	10	0	6	0	5	0	4	0	1.5
土木（通常枠）	2	1	1	0	1	0	1	0	1.0
畜産	6	1	5	1	3	0	3	0	1.7
建築	2	1	2	1	2	1	1	0	2.0
電気	4	0	4	0	1	0	1	0	4.0
警察行政	23	8	16	6	12	4	2	1	8.0
計	382	163	265	118	189	86	120	63	2.2

イ　県職員採用試験（民間企業等経験者対象）　＜第１次試験日　令和７年10月19日＞

職　種	申込者数	（人）	第1次試験	受験者数	第1次試験	合格者数	採用候補者数	（人）	競争率
		うち女性	（人）　A	うち女性	（人）	うち女性	B	うち女性	A/B
事務（民間企業等経験者対象）	173	57	125	43	22	5	7	1	17.9
土木（民間企業等経験者対象）	7	0	5	0	5	0	4	0	1.3
計	180	57	130	43	27	5	11	1	11.8

ウ　県職員採用試験（短大卒業程度）

＜第１次試験日　令和７年６月15日（保育士（６月実施））、
９月28日（保育士（６月実施）以外）＞

職　種	申込者数	（人）	第1次試験	受験者数	第1次試験	合格者数	採用候補者数	（人）	競争率
		うち女性	（人）　A	うち女性	（人）	うち女性	B	うち女性	A/B
保育士（６月実施）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
保育士（９月実施）	3	2	3	2	3	2	3	2	1.0
司書	17	13	12	9	8	6	3	2	4.0
計	20	15	15	11	11	8	6	4	2.5

エ　県職員採用試験（高校卒業程度）　＜第１次試験日　令和７年９月28日＞

職　種	申込者数	（人）	第1次試験	受験者数	第1次試験	合格者数	採用候補者数	（人）	競争率
		うち女性	（人）　A	うち女性	（人）	うち女性	B	うち女性	A/B
事務	46	20	41	18	29	11	11	6	3.7
土木	6	3	6	3	4	2	3	1	2.0
電気	1	0	1	0	1	0	1	0	1.0
警察行政	11	9	11	9	9	7	4	4	2.8
計	64	32	59	30	43	20	19	11	3.1

オ　県職員採用試験（障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）　＜第１次試験日　令和７年11月２日＞

職　種	申込者数	（人）うち女性	第1次試験（人）A	受験者数 うち女性	第1次試験（人）	合格者数 うち女性	採用候補者数 B	（人）うち女性	競争率 A/B
事務（身体障がい）	3	1	2	0	2	0	0	0	－
事務（身体障がい、鳥取方式短時間勤務職員）	1	1	1	1	1	1	0	0	－
事務（精神障がい）	7	3	7	3	4	1	1	1	7.0
事務（精神障がい、鳥取方式短時間勤務職員）	2	2	2	2	1	1	0	0	－
土木（身体障がい・精神障がい）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
土木（身体障がい・精神障がい、鳥取方式短時間勤務職員）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
警察行政（身体障がい・精神障がい）	3	2	3	2	2	1	0	0	－
計	16	9	15	8	10	4	1	1	15.0

カ　県職員採用試験（大学卒業程度・追加募集）　＜第１次試験日　令和７年10月19日＞

職　種	申込者数	（人）うち女性	第1次試験（人）A	受験者数 うち女性	第1次試験（人）	合格者数 うち女性	採用候補者数 B	（人）うち女性	競争率 A/B
事務（キャリア総合コース）	107	35	70	27	33	11	18	8	3.9
社会福祉（福祉コース）	1	0	1	0	1	0	0	0	－
社会福祉（心理コース）	3	3	3	3	3	3	1	1	3.0
社会福祉（手話コース）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
薬剤師（公衆衛生コース）	1	1	1	1	1	1	1	1	1.0
農業	8	3	3	1	3	1	1	1	3.0
林業	2	0	2	0	2	0	1	0	2.0
土木	0	0	0	0	0	0	0	0	－
畜産	0	0	0	0	0	0	0	0	－
建築	2	0	2	0	2	0	2	0	1.0
電気	3	0	2	0	1	0	0	0	－
計	127	42	84	32	46	16	24	11	3.5

キ　警察官採用試験(警察官Ａ(１回目))　＜第１次試験日　令和７年５月11日＞

試験区分	申込者数	（人）うち女性	第1次試験（人）A	受験者数 うち女性	第1次試験（人）	合格者数 うち女性	採用候補者数 B	（人）うち女性	競争率 A/B
警察官（男性）	35	－	29	－	27	－	16	－	1.8
警察官（女性）	6	6	6	6	4	4	3	3	2.0
警察官（武道/柔道）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
警察官（武道/剣道）	0	0	0	0	0	0	0	0	－
サイバー犯罪捜査官	0	0	0	0	0	0	0	0	－
チャレンジコース	9	2	7	1	6	1	3	1	2.3
計	50	8	42	7	37	5	22	4	1.9

ク　警察官採用試験(警察官Ａ(２回目))　＜第１次試験日　令和７年９月28日＞

試験区分	申込者数	（人）うち女性	第1次試験（人）A	受験者数 うち女性	第1次試験（人）	合格者数 うち女性	採用候補者数 B	（人）うち女性	競争率 A/B
警察官（男性）	27	－	18	－	13	－	4	－	4.5
警察官（女性）	4	4	3	3	3	3	1	1	3.0
サイバー犯罪捜査官	0	0	0	0	0	0	0	0	－
計	31	4	21	3	16	3	5	1	4.2

ケ　警察官採用試験（警察官Ｂ(１回目)）　＜第１次試験日　令和７年５月11日＞

試験区分	申込者数	（人）うち女性	第1次試験（人）A	受験者数 うち女性	第1次試験（人）	合格者数 うち女性	採用候補者数 B	（人）うち女性	競争率 A/B
チャレンジコース	29	5	25	5	10	3	0	0	－
計	29	5	25	5	10	3	0	0	－

コ　警察官採用試験（警察官Ｂ（２回目））　＜第１次試験日　令和７年９月28日＞

試験区分	申込者数	（人）うち女性	第1次試験（人）A	受験者数 うち女性	第1次試験（人）	合格者数 うち女性	採用候補者数 B	（人）うち女性	競争率 A/B
警察官（男性）	71	－	61	－	45	－	20	－	3.1
警察官（女性）	17	17	15	15	12	12	6	6	2.5
チャレンジコース	2	0	1	0	1	0	0	0	－
計	90	17	77	15	58	12	26	6	3.9

（２） 職員の選考の状況（令和７年度）　　（単位：人）

標準的な職			採用選考				
			知事部局等	教育委員会	警察本部	病院局	計
行政職		部長	2	－	－	－	2
		次長	2	3	－	－	5
		課長	4	2	－	－	6
		課長補佐	7	－	－	－	7
		係長	5	1	－	－	6
		主事	29	1	2	1	33
公安職		警視	－	－	5	－	5
		警部	－	－	4	－	4
		警部補	－	－	5	－	5
		巡査部長	－	－	3	－	3
		巡査	－	－	2	－	2
教育職	(1)	教諭	－	1	－	－	1
	(2)	専門員、教諭	2	14	－	－	16
医療職	(1)	副院長	－	－	－	1	1
		部長	1	－	－	4	5
		医長	1	－	－	9	10
		医師	10	－	－	19	29
	(2)	衛生技師	5	－	－	8	13
	(3)	看護師	3	－	－	62	65
研究職		学芸員、獣医師	1	1	－	－	2
海事職		二等航海士	1	－	－	－	1
計			73	23	21	104	221

※各区分のうち、記載のない給料表及び職位は該当者なし

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和７年人事委員会報告）

報告及び勧告の概要

公民較差に基づく給与改定給与等報告のポイント
月例給、特別給ともに引上げ
（ア）民間給与との較差（2.86％）を埋めるため、給料表の水準を引上げ
（イ）特別給（期末・勤勉手当）を引上げ（0.10月分）

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求の件数（令和７年４月１日～令和８年３月31日）
０件

４　不利益処分に関する審査請求の状況

審査請求処理件数（令和７年４月１日～令和８年３月31日）
１件

＜別 添＞

「等級及び職制上の段階ごとの職員数」

※本文Ｐ４

第１の１（９）「等級等ごとの職員数の状況（令和８年４月１日現在）」に関するもの

・行政職給料表　・・・・・・・・・・・・・・ 1
・公安職給料表　・・・・・・・・・・・・・・ 4
・教育職給料表（1）・・・・・・・・・・・・ 5
・教育職給料表（2）・・・・・・・・・・・・ 6
・研究職給料表　・・・・・・・・・・・・・・ 7
・医療職給料表（1）・・・・・・・・・・・・ 8
・医療職給料表（2）・・・・・・・・・・・・ 9
・医療職給料表（3）・・・・・・・・・・・・ 11
・海事職給料表　・・・・・・・・・・・・・・ 12
・現業職給料表　・・・・・・・・・・・・・・ 13

○行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	主事又は技師の職務	517	16.2%	主事	373	1,163	36.4%	主事・技師級
				電気技師	1			
				衛生技師	1			
				保健師	11			
				歯科衛生士	1			
				農林技師	36			
				水産技師	1			
				土木技師	34			
				建築技師	5			
				児童福祉司	2			
				社会福祉主事	1			
				心理療法士	1			
				児童心理司	2			
				児童自立支援専門員	4			
				児童指導員	10			
				改良普及員	18			
				林業改良指導員	2			
				児童生活支援員	1			
				保育士	5			
				医療ソーシャルワーカー	1			
				司書	5			
				少年警察補導員	1			
				心理カウンセラー	1			
				計	517			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	646	20.2%	主事	369			
				機械技師	7			
				電気技師	11			
				薬剤師	2			
				衛生技師	5			
				保健師	20			
				管理栄養士	1			
				農林技師	53			
				造園技師	1			
				水産技師	5			
				土木技師	31			
				建築技師	9			
				講師	3			
				スポーツ指導主事	1			
				児童福祉司	9			
				社会福祉主事	5			
				心理療法士	1			
				心理判定員	1			
				児童心理司	4			
				児童自立支援専門員	3			
				児童指導員	9			
				改良普及員	21			
				林業改良指導員	2			
				児童生活支援員	1			
				保育士	27			
				医療ソーシャルワーカー	7			
				司書	12			
				学校栄養職員	14			
				少年警察補導員	5			
				航空整備士	1			
				診療情報管理士	6			
				計	646			

3級	係長の職務	776	24.3%	係長 主計員 副主幹 管理栄養主任 准教授 林業専門技術員 副保育士長 職業訓練指導主任 普及主任 教育相談員 事務次長 司書主任 学校栄養主任 事務副主幹 監査主任 計	620 8 24 1 2 1 10 5 19 4 14 15 10 41 2 776	776	24.3%	係長級
4級	本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。)及び課(課に相当するものを含む。)をいう。以下同じ。)の課長補佐の職務	296	9.3%	課長補佐 専技主幹 主幹 次長 課長 普及主幹 保育士長 職業訓練指導主幹 事務長 事務次長 事務主幹 統括少年警察補導員 室長補佐 副室長 計	235 2 2 3 9 11 1 1 1 16 10 1 3 1 296	819	25.6%	課長補佐級
5級	困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務	523	16.4%	課長補佐 総括主計員 教授 専技主幹 主幹 次長 課長 普及主幹 保育士長 副校長 事務長 事務次長 事務主幹 統括少年警察補導員 室長補佐 隊長補佐 監査主幹 計	318 1 5 5 74 20 9 11 2 3 4 7 46 1 9 1 7 523			

6級	本庁の課長の職務	337	10.6%	副局長	18	353	11.1%	課長級
				課長	115			
				室長	34			
				チーム長	3			
				所長	32			
				危機管理情報官	1			
				副本部長	2			
				校長	3			
				参事	63			
				女性相談支援幹	1			
				総括検査専門員	1			
				検査専門員	10			
				部長	1			
				館長	2			
				副館長	1			
				次長	13			
				副校長	1			
				副所長	11			
				園長	1			
				副院長	1			
				事務長	29			
				監査官	1			
				物品契約官	1			
				場長	1			
				管理官	7			
				支所長	1			
				副センター長	1			
				計	337			
7級	困難な業務を行う本庁の課長の職務	29	0.9%	所長	4	61	1.9%	次長級
				危機管理専門官	1			
				課長	10			
				局長	1			
				計	16			
				所長	5			
				官房長	1			
				参事監	11			
				次長	2			
				副館長	1			
				局長	8			
				館長	1			
				園長	1			
				計	13			
8級	本庁の次長の職務	48	1.5%	次長	7			
				局長	24			
				原子力安全対策監	1			
				文化振興監	1			
				経済産業振興監	1			
				理事監	1			
				参事監	3			
				所長	5			
				事務局長	3			
				教育次長	1			
				館長	1			
				計	48			
9級	本庁の部長の職務	21	0.7%	部長	9	21	0.7%	部長級
				会計管理者	1			
				本部長	6			
				理事監	1			
				局長	1			
				所長	2			
				事務局長	1			
				計	21			
	合計	3,193	100%					

○公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	係員の職務	79	6.6%	係員	62	375	31.2%	巡査等級
				隊員	3			
				見習生	14			
				計	79			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	210	17.5%	巡査長	166			
				係員	23			
				隊員	1			
				見習生	20			
				計	210			
3級	1　困難な業務を行う係員の職務 2　主任の職務	234	19.5%	巡査長	86			
				計	86			
				主任	142	329	27.4%	巡査部長級
				分隊長	6			
				計	148			
4級	1　困難な業務を行う主任の職務 2　係長の職務	490	40.8%	主任	175			
				分隊長	6			
				計	181			
				係長	294	309	25.7%	警部補級
				小隊長	9			
				教官	6			
				計	309			
5級	警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）の課長補佐の職務	44	3.7%	課長補佐	8	128	10.6%	警部級
				室長補佐	5			
				隊長補佐	3			
				検視官	5			
				課長	23			
				計	44			
6級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務本庁の課長の職務	64	5.3%	通信指令長	3			
				課長補佐	28			
				室長補佐	8			
				隊長補佐	2			
				検視官	1			
				主任教官	2			
				課長	18			
				所長	2			
				計	64			
7級	警察本部の課長の職務	56	4.7%	管理官	20			
				計	20			
				課長	3	61	5.1%	警視級
				被害者支援官	1			
				人材戦略官	1			
				企画官	1			
				監察官	1			
				組織犯罪対策官	1			
				交通規制官	1			
				航空官	1			
				所長	1			
				隊長	4			
				室長	5			
				広報官	1			
				管理官	8			
				副校長	1			
				副署長	3			
				刑事官	3			
				計	36			
8級	困難な業務を行う警察本部の課長の職務	15	1.2%	課長	2			
				参事官	8			
				署長	5			
				計	15			
9級	警察本部の部長の職務	10	0.8%	総括参事官	5			
				統括参事官	1			
				校長	1			
				署長	3			
				計	10			
	合計	1,202	100%					

○教育職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	高等学校又は特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	21	1.3%	実習助手	16	21	1.3%	助教諭級
				寄宿舎指導員	5			
				計	21			
2級	高等学校等の教諭又は養護教諭の職務	1,411	87.6%	教諭	1,232	1,484	92.2%	教諭級
				養護教諭	42			
				栄養教諭	1			
				実習教諭	69			
				講師	9			
				寄宿舎教諭	13			
				係長	2			
				指導主事	24			
				専門員	1			
				管理主事	3			
				主幹	2			
				教務主幹	3			
				教務主任	10			
				計	1,411			
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務	73	4.5%	主幹教諭	56			
				係長	6			
				課長補佐	1			
				教諭	10			
				計	73			
3級	高等学校等の副校長又は教頭の職務	73	4.5%	副校長	19	73	4.5%	教頭級
				教頭	52			
				指導主査	1			
				課長	1			
				計	73			
4級	高等学校等の校長の職務	32	2.0%	校長	32	32	2.0%	校長級
				計	32			
	合計	1,610	100%					

○教育職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	中学校又は小学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	－	0.0%		－	－	0.0%	助教諭級
				計	0			
2級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務	2,953	88.3%	教諭	2,662	2,990	89.4%	教諭級
				養護教諭	171			
				栄養教諭	25			
				係長	12			
				指導主事	53			
				社会教育主事	1			
				健康管理主事	1			
				管理主事	5			
				課長補佐	1			
				主幹	1			
				副主幹	1			
				専門員	7			
				文化財主事	13			
				計	2,953			
特2級	中学校の主幹教諭の職務	37	1.1%	主幹教諭	16			
				課長補佐	1			
				係長	18			
				専門員	1			
				教諭	1			
				計	37			
3級	中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務	188	5.6%	副校長	18	188	5.6%	教頭級
				教頭	169			
				義務教育主査	1			
				計	188			
4級	中学校又は小学校の校長の職務	166	5.0%	校長	166	166	5.0%	校長級
				計	166			
	合計	3,344	100%					

○研究職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	研究員又は学芸員の職務	74	46.5%	学芸員	7	74	46.5%	研究員級
				研究員	67			
				計	74			
2級	試験場の室長補佐の職務	39	24.5%	主任学芸員	7	39	24.5%	室長補佐級
				主任研究員	28			
				専門研究員	4			
				計	39			
3級	試験場の室長の職務	32	20.1%	室長	18	32	20.1%	室長級
				主幹学芸員	2			
				上席研究員	1			
				主幹研究員	5			
				所長	1			
				分場長	1			
				試験地長	1			
				主席研究員	3			
				計	32			
4級	試験場の場長の職務	14	8.8%	所長	2	14	8.8%	場長級
				場長	6			
				次長	2			
				課長	2			
				室長	1			
				管理官	1			
				計	14			
5級	困難な業務を行う試験場の場長の職務	－	0.0%		－			
				計	0			
	合計	159	100%					

○医療職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	70	32.9%	医師 歯科医師 計	69 1 70	70	32.9%	医師級
2級	医長又は副医長の職務	30	14.1%	医長 副医長 課長補佐 計	4 25 1 30	30	14.1%	医長級
3級	1　困難な業務を行う医長又は副医長の職務 2　本庁の次長又は課長の職務	103	48.4%	医長 所長 参事監 課長補佐 副院長 部長 局長 副局長 計	18 1 1 1 2 73 2 5 103	103	48.4%	副院長級
4級	1　困難な業務を行う本庁の次長の職務 2　本庁の部長の職務	10	4.7%	理事監 参事監 院長 副院長 計	4 1 2 3 10	10	4.7%	院長級
	合計	213	100%					

○医療職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	衛生技師の職務	1	0.3%	理学療法士	1	167	49.6%	衛生技師級
				計	1			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う衛生技師の職務	166	49.3%	薬剤師	27			
				診療放射線技師	16			
				理学療法士	24			
				管理栄養士	6			
				衛生技師	22			
				作業療法士	14			
				言語聴覚士	9			
				歯科衛生士	4			
				臨床心理士	4			
				臨床検査技師	25			
				視能訓練士	2			
				臨床工学技士	13			
				計	166			
3級	係長の職務	49	14.5%	係長	3	106	31.5%	係長級
				副主幹	1			
				診療放射線主任	9			
				理学療法主任	6			
				作業療法主任	2			
				言語聴覚主任	8			
				歯科衛生主任	1			
				臨床心理主任	1			
				臨床検査主任	10			
				薬剤主任	3			
				視能訓練主任	1			
				臨床工学主任	4			
				計	49			
4級	困難な業務を行う係長の職務	57	16.9%	係長	15			
				副主幹	32			
				理学療法主任	2			
				管理栄養主任	3			
				作業療法主任	2			
				言語聴覚主任	3			
				計	57			

5級	課長補佐の職務	46	13.6%	課長補佐	13	46	13.6%	課長補佐級
				主幹	7			
				理学療法主幹	3			
				次長	1			
				副部長	4			
				副室長	18			
				計	46			
6級	課長の職務	15	4.5%	課長	2	18	5.3%	課長級
				参事	2			
				副局長	2			
				療法士長	1			
				所長	1			
				室長	7			
				計	15			
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	3	0.9%	局長	3			
				計	3			
	合計	337	100%					

○医療職給料表（３）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（％）	職名	（人）	（人）	（％）	段階
1級	准看護師の職務	－	0.0%		－	－	0.0%	看護師級
				計	－			
2級	1　相当困難な業務を行う准看護師の職務 2　助産師又は看護師の職務	681	67.3%	看護師	681	681	67.3%	
				計	681			
3級	看護主任の職務	189	18.7%	看護主任	186	189	18.7%	看護主任級
				学校看護主任	3			
				計	189			
4級	副看護師長の職務	95	9.4%	課長補佐	2	95	9.4%	副看護師長級
				主幹	1			
				副看護師長	91			
				学校看護主幹	1			
				計	95			
5級	看護師長の職務	33	3.3%	看護師長	33	33	3.3%	看護師長級
				計	33			
6級	総合療育センターの部長の職務	12	1.2%	部長	1	12	1.2%	副局長級
				副局長	8			
				センター長	1			
				副センター長	1			
				副室長	1			
				計	12			
7級	副院長又は局長の職務	2	0.2%	局長	2	2	0.2%	局長級
				計	2			
	合計	1,012	100%					

○海事職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	1　大型船舶の二等航海士若しくは二等機関士（以下「二等航海士等」という。）又は乗組員の職務 2　中型船舶の航海士、機関士又は通信士（以下「航海士等」という。）の職務 3　小型船舶の機関士の職務	2	5.7%	機関員	1	15	42.9%	二等航海士級
				甲板員	1			
				計	2			
2級	1　大型船舶の相当困難な業務を処理する二等航海士等又は各長若しくは高度の技能又は経験を必要とする乗組員の職務 2　中型船舶の高度の知識又は経験を必要とする業務を行う航海士等の職務 3　小型船舶の船長又は機関長の職務	13	37.1%	航海士	4			
				機関士	3			
				甲板員	2			
				二等機関士	1			
				甲板長	1			
				操舵手	1			
				司ちゅう員	1			
				計	13			
3級	1　大型船舶の一等航海士、一等機関士若しくは通信長（以下「一等航海士等」という。）又は困難な業務を処理する二等航海士等若しくは各長の職務 2　中型船舶の船長、機関長又は士長の職務 3　小型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	10	28.6%	船長	1	10	28.6%	一等航海士級
				機関長	1			
				航海士長	1			
				機関士長	1			
				通信士長	1			
				漁業取締専門員	1			
				一等航海士	1			
				一等機関士	1			
				二等航海士	1			
				司ちゅう長	1			
				計	10			
4級	1　大型船舶の機関長又は困難な業務を処理する一等航海士等の職務 2　中型船舶の困難な業務を処理する船長又は機関長の職務	9	25.7%	船長	2	9	25.7%	機関長級
				機関長	5			
				通信長	1			
				一等航海士	1			
				計	9			
5級	大型船舶の船長の職務	1	2.9%	船長	1	1	2.9%	船長級
				計	1			
	合計	35	100%					

○現業職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務	－	0.0%		－	24	33.3%	技術員級
				計	－			
2級	困難な業務を行う現業技術員、畜産技手、農業技手、林業技手、現業主事又は介助員の職務	24	33.3%	現業技術員	15			
				現業主事	2			
				調理師	7			
				計	24			
3級	現業職長の職務	48	66.7%	現業職長	23	48	66.7%	職長級
				介助主任	1			
				学校技能班長	5			
				学校技能副班長	14			
				ボイラ技士長	2			
				調理師長	1			
				副調理師長	2			
				計	48			
	合計	72	100%					

令和８年 10 月 30 日　発行

鳥取県人事行政の運営等の状況

鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課